

平成23年第8回(9月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成23年9月12日(月曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年9月12日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中津 克司 君
 - ・口蹄疫からの復興について
 - ・防災対策について
 - ・大久保養豚農協跡地利用に伴う東地区運動公園の充実と有効活用について
- 2 米山 知子 君
 - ・ひとり暮らし高齢者や要支援者の見守りシステムについて
 - ・学校図書室の活用について
 - ・6次産業化について
- 3 川上 昇 君
 - ・町職員の人材育成について
 - ・川南PA(パーキングエリア)の活用計画について
- 4 児玉 助壽 君
 - ・口蹄疫復興について
 - ・自主財源確保について
- 5 内藤 逸子 君
 - ・ゴミ問題について
 - ・新たな給付抑制をねらう介護保険について
 - ・山有施設買い取りに係る諸問題
 - ・尾鈴土地改良事業の現状と課題

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸橋 司 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順といたします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） 初めての一般質問で大変緊張しておりますが、精いっぱい努めたいと思います。

町長、就任から4カ月経過しました。就任時、宮日の取材で「行政経験は浅い。どう町政を運営するか」との問いに「実際は職員の力。働きやすい雰囲気にするのがトップの仕事だと思っている。まずは意識改革」と答えています。町長は現在、毎朝全課をあいさつして回っておられます。また、副町長同伴での各課との意見交換もほぼ終了したと聞いています。町長のリーダーシップ発揮と職員の変化を大いに期待しているところです。執行部とは是々非々の関係を保ちながら注視していきます。

では、一般質問通告に基づき質問いたします。

最初に、質問事項1番目「口蹄疫からの復興について」伺います。

要旨①として、町長は、第5次川南町長期総合計画との整合性を図りながら、元気な川南町をつくる柱を6つ掲げられました。

その中の（1）口蹄疫からの地域経済再生（5）トロントロン商店街の魅力創出（農漁商工連携で商店街の元気を創出）とあります。元気創出に昨年の口蹄疫発生時の閑散としたトロントロンを経験した数多くの町民や商店街の人々を初め、商工会長も大きな期待を持っておられます。

また、商工会女性部の三原さんは「商工女性の主張大会」にて「口蹄疫発生後に商工業者の売り上げが激減し、いかに農家の人たちに支えられて商売をしてきたかがわかった」と報告発表され、県大会、九州大会を制し、全国大会に臨まれます。

期待がふくらむトロントロン商店街の魅力創出。農、漁、商工連携に向けて具体的にどのように取り組む考えか、質問します。

要旨②として、現時点における経営再開農家を牛、豚別に戸数、再開率、頭数ベースも含めて質問します。

要旨③として、特定疾病のない地域づくりを目指して家畜導入を行ってきましたが、残念ながら牛白血病、豚繁殖呼吸障害症候群の感染が報告されています。今後、どのように対処していく考えか質問します。

要旨④として、県は毎月20日を県内一斉消毒の日と定めています。消毒の徹底は家畜衛生対策の基本であり、常日ごろの実施が何よりも大切ですが、農家により、また畜種により防疫意識に差が出ています。現在、防災無線にて消毒実施報告をお願いしていますが、現状はどのような状況か、質問します。

質問事項2番目「防災対策について」伺います。

要旨①として、ハザードマップの作成については国・県の想定見直しを待つ必要がありますが、国の中央防災会議での検討や県の地震被害想定を受けてからでは時間がかかります。

東日本大震災以降、沿岸10市町では独自に見直しを実施しています。宮崎市では「宮崎市標高マップ」を作成し、8月30日の宮日に全面広告として掲載し、徹底を図っています。また、高鍋町では「一目でわかる高鍋町標高マップ」を作成し、標高を色分けし、地図上に示しています。都農町においても「都農町防災・津波ハザードマップ」を作成、海拔で色分けし、注意点を詳細にした中身の充実したマップになっています。それぞれ独自に標高概要図をもとに暫定措置として作成し、国・県からの見直しがあった時点で作成し直すとのことです。

これらのマップと我が町のマップを見比べてみると、作成段階から全く異質のものであると感じます。早急に見直す考えはないか質問します。

要旨②として、大災害が発生すると「未曾有の」とか「想定外」とか「まさか」という言葉が使われます。伊倉、通浜地区は「急傾斜地崩壊危険区域」が近くにあり、最悪の場合、がけ崩れで道路が寸断されることも考えられます。両地区で70歳以上の方が247名、通浜児童館には21名の子供たちがいます。

ちなみに、東日本大震災のとき「車で避難しないと間に合わないと思ったから」とか「家族で避難しようと思った」との理由で車を使用した人が57%ありました。避難道確保についてどのようにお考えか質問します。

要旨③として、県が「県地震減災計画」で再重点に掲げる自主防災組織の組織率が、目標80%に対して73.6%で、前年同期比10.1ポイントの増、県民の防災意識が高まったとの新聞報道がありました。

組織率は、宮崎市が7月31日現在で75.8%、また高鍋町、都農町ともほぼ100%公民館組織を中心にできているとのことです。地形、環境の違いは十分理解できますが、自治体は、地域を支える仕組みをつくる義務があると言われていています。組織率低迷の原因はどこにあると考えているか、質問します。

要旨④として、現在、高齢化比率26.6%です。介護の必要な方など、災害時には、バリアフリー化され専門スタッフのいる施設が必要と思いますが、福祉避難所の指定はどうなっているのか、質問します。

質問事項3番目「大久保養豚農協跡地利用に伴う東地区運動公園の充実と有効活用について」伺います。

要旨①として、大久保養豚農協は昭和45年、朝日農業賞を受賞した伝統ある農協です。組合員の高齢化、養豚農家の減少等でこのたび解散されましたが、大久保地区はもとより、川南町に多大な貢献をしてこられました。東地区運動公園も用地の提供など当農協、地域の方々の協力で平成4年に完成したものです。隣接する大久保養豚農協跡地施設は大久保地区の活動拠点であり、欠かせないものと考えます。跡地取得、施設の有効活用についての考えを質問します。

要旨②として、スポーツは町民が生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもので、次代を担う青少年の体力を向上させ、人格の形成に大きな影響を及ぼします。子供からお年寄りまで地域の一体感や活力を醸成するものです。地域再生や医療費削減につながる、健康で活力に満ちた長寿社会の実現にどう取り組むか質問します。

以上であります。関連事項につきましては、質問者席にて質問します。

○町長（日高 昭彦君） 皆さん、改めておはようございます。今日もよろしくお願ひします。

ただいまの中津議員のご質問についてお答えいたします。大きく分けて3つほどいただいたと思っております。口蹄疫からの復興について、そして防災対策について、あと大久保農協の跡地利用についてということで、あと細かな質問をいただきましたので、順次お答えしたいと思っております。

まず、口蹄疫からの復興についての農商工連携の取り組みについてということでございます。

言葉のとおり農商工連携でありますから農業の方、川南においては漁業も入ると思っております。農業、漁業、そして商業者、そして工業者の方たちと一緒にやっぺいこうという、そのものの言葉でありまして、現在の具体的な取り組みといたしましては、昨年、その前から鍋合戦という形で取り組ましていただいておりますが、町内の女性の方々に、町内の小麦を使って、そして、夏場にたくさんとれるシイラを使って、新しい形のうどんの開発を進めております。現在は、販売の確立と積極的なPRを行っているところでございます。ただ、現状といたしましては、製品化するまでにいろんな販売、いろんな問題で課題も抱えておりますので、今後とも一緒になって、そういうことに取り組みたいと思っております。

大まかに言いますと、商工会の皆様が、5周年を迎える軽トラ市もしていただいております。1つですべてのことが解決することはなかなか難しいんですが、そういう形で、やっぱり「新しい付加価値をつくっていこう」「新しい商品をつくっていこう」「小さな経済を興していこう」という視点からして、そういう小さな成功例を積みあげる農漁商工連携、どんな小さくても、小さな動きでも、必ずやという思いの中で今後とも、町としても絶大なる支援をさせていただきたいと思っております。

2番目に、現状における口蹄疫の再開状況はということですが、まず、戸数でいきますと牛で55%、豚で38%、167戸であります。頭数でいくと、少し数字はずれますけど、牛のほ

うで34%、豚のほうで53%になっております。

その再開できない理由ですが、我々としては3つほど考えております。

1つは、高齢化により再開を断念された方がいらっしゃいます。

そして、2つ目においては、韓国での口蹄疫を含め、いまだに経営に関する不安がある。例えば、現在でいきますと、福島の原因もあります。飼料価格の高騰も懸念される。なおかつ、枝肉価格が非常に落ちてきていると。そういう不安のために、いまだに少し迷っておられます。

そして、3番目には、もう少し長期的な視野であります。TTP問題、もっと全体的に農業が苦しくなるのではないかという、将来に対する不透明さにおける不安で、まだ半分という状況であります。しかしながら、川南町は畜産王国であったと。そして多大なる力を川南町にもらっていると、畜産農家の方から。そういうことも考えまして、もう一度復活するために、強い意志でいろんな意味での支援を今後とも続けてまいりたいと考えているところでございます。

3つ目は、牛白血病のBLについてでございます。

今回、牛豚、これは牛に関してであります。当然、いなくなったわけですから、特定疾病のないクリーンな地域づくりということに、産地づくりということに重きを置いて取り組んでいるところでございまして、BLについては町・県、いろんなところに相談しながら、8月25日に生産者団体みずからが互助会を設立されました。町としましても、県と連携しながら検査体制の確立や支援などを積極的に実施していこうと考えてございまして、今回の9月議会にも予算を提案させていただいております。

そして、防疫体制についてでございますが、毎月20日は防疫の日として防災無線等でもお知らせをさせていただいております。平成16年に制定されております家畜飼料衛生管理基準に従いまして、防疫対策を実施するよう強く指導しているところでございまして、8月の時点で、8月の防疫の日は167軒、すべて消毒していただいております。100%ということで、今後予定してもらっている3戸を含めると170戸、すべて防疫をいただいております。その1つの策として、昨年度から消毒ゲートの設置農家に対する補助も行っているところでございまして、現在のところ、32戸の農家が設置していただいております。

そのほかに、農家に関しましては、県から借りています動噴とか、農業共済組合から配布されました動噴を使いまして、畜舎とかトラックも消毒をいただいております。町としても、そういう方々に対して「少しでも負担軽減になるように」と、8月下旬には薬剤の配布を実施させていただきました。今後につきましても、やはり、当然農家の防疫とともに、水際での防疫対策として空港、港湾などのさらなる徹底を県にも要請してまいりたいと考えております。あわせて、常設の消毒ポイントも今後必要であると思ひ、検討協議をさせていただいております。

次に、防災対策についてでございます。

ご指摘のとおり、ハザードマップに関しましては平成21年に配布させていただいておりますが、当時としては、津波に関しては5メートルを予測ということで、今回、東北を受けまして、とてもそれでは間に合わないし不備があるということで、現在、見直しをしているところでございますが、中津議員からも御指摘があったように、正式なやつに関しましては、国・県が出すのにあわせて一緒に出したいと考えております。しかし、災害はいつやってくるかわかりませんので、町といたしましても、宮崎、都農、高鍋の例も示していただきましたが、川南町といたしましても、特に津波においては通浜地区、そして伊倉地区、高森松原地区、予想されるところにおきまして、簡易な、標高何メートルであるとか、避難場所はここであるとか、そういう看板を設置するべく、今回の9月議会にも提案させてもらっているところでございます。

あと、冒頭に自主防災組織の成果が低いということで御指摘をいただきました。御指摘のとおり、川南におきましては、自主防災組織が当時できていたのは通浜地区だけであります。非常に、川南においては地形に恵まれており、はっきり言えば水に関して、水害に関して、津波に関して、ほとんどの場所が安全であると意識のもとで、そういう自主防災組織が低かったのは事実だと思っております。

しかしながら、災害というのは津波だけではございませんので、8月には伊倉地区で自主防災組織が設立されまして、今月は2分館で設立が予定されております。そして、3区におきましても、ただいま協議をさせていただいているところであります。あと市納地区、青鹿ダムを控えております。あそこはあそこでダムの決壊等も心配されますので、今議会にも要請が出ております。

そういったことを含めまして、今後はそれぞれの地区で当然、まず自主防災組織がなぜいかと言いますと、災害が発生したときに町が動いても、警察が動いても、消防が動いても、それは明らかに2次避難でありまして、1次避難におきましては、住民の皆さんのお力を借りるしかございませんので、そういう意識を、こういう機会にまた改めて皆様に御説明を申し上げながら、組織をつくっていただくことをお願いしようと思っております。

他の市町村に関しまして、自主防災組織は、基本的に自治会単位で構成されておまして、川南町においても、自治会組織というものは既にごございますので、それと防災という意味をもう一度お願いいたしまして、そこを1つとして一体感のある活動、普通の地区活動、まあスポーツレクリエーションも含めましたその中に、自主防災ということの意味も含んでいただきたいと思っております。

避難所の福祉施設の指定のことでございます。現在においては、福祉避難所という形では指定は行っておりません。しかし、県の指導のもと、現在要援護者避難支援計画を策定中であります。その中で、福祉施設という形で指定をお示しするところと考えております。

要するに、イメージといたしましては軽度の方、軽い症状の方に関しましては、現在ある公共の施設の避難所で大丈夫かとは思いますが、やはり、重度の方、それ以上の方におきましては、当然、保健センターであるとか病院、あとは今まで既存の介護事務所、老人ホーム等、いろんな形でお願ひする形になろうかと思っております。それには、いろんな御指摘があったとおり、バリアフリーであるとか、いろんなことがあると思いますが、それを含めて現在、そういう計画を策定中であります。

最後に、大久保農協跡地の利用に関してでございます。

もともと、大久保地区は地域活動が盛んでありまして、その中でスポーツも非常に盛んであります。とりわけ、サッカーについては、現在も実質、東公園として、町の運動公園とタイアップしながらサッカーを中心に、いろんな形で町づくり、スポーツ振興に大いなる貢献をしていただいているところでございます。

大久保地区は、県内でも初のJリーガーが誕生したところでもありまして、そういう指導者も含めまして、今後においては大久保農協跡地も含めて簡易な宿泊所、合宿等にアマチュア、学生、そういう方々に利用していただける簡易な宿泊施設、シャワー施設、そういうのを含めまして地域おこしのスポーツランド構想、日本一ユニークな町をつくるための1つの大きな柱としてのスポーツランド構想も考えております。その中で、サッカーを中心にした構想は非常に大事な部分であると考えております。

その後にも、高森の近隣公園の整備もあります。現在の運動公園もありますので、ほかのスポーツ、例えば屋内でできるスポーツも含めまして、現在、野球中心のキャンプ誘致もしておりますが、トータルとしてスポーツをすること、それが結局健康につながり、行く行くは医療費の削減につながるという御提案どおりのことでありまして、いろんな意味でスポーツの持っている力、最終的には、地域をもう一度作り直す力にもなりますでしょうし、一番望ましいところまで申しますと、それが、やはり経済につながっていく。そういうことをすることによって、また新しい、冒頭に言いました農商工連携の1つの形はまた生まれてくるのではないかと考えております。

いろんな質問をいただいておりますが、以上です。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

質問の第3の②、スポーツを生かした地域再生や医療費削減にどう取り組むかということでございますけども、大部分につきましては先ほど町長がお答えを申しましたが、社会体育あるいは社会教育の立場から申ささせていただきますと、まずは、あの立派な屋外グラウンドそして屋内の体育館、しかも強化ガラスを使ってあるために非常にガラスが割れにくいという、大変立派な施設だというふう考えております。

そういうことをこれしたときに、まずは、これまで社会体育、特に町の生涯学習課が中心になって公民館活動、地域でのさまざまなスポーツ活動を御提案申し上げておりました。そしてまた、実証していただいております。そういう立場で、やはり今後、あのグラウンドそ

して屋内施設等を、さらに地域の方々に工夫をしていただきながら、我々が御提案申し上げていることをさらにもとにしながら、さらに地域独自の、やはり地域に合ったスポーツというのも工夫していただきながら、まずはあそこに集う、そして活動できるようなことを一緒に考えていけたらというふうに考えております。

そして、今後のさまざまな施設等、先ほど簡易合宿所のお話も出ましたが、そういうものが整った段階におきましては、若い世代の中学生、高校生、大学生、そういった若い方々との触れ合いを中心にした、簡易合宿所を使ったさまざまなスポーツ・イベント等が誘致でき、またそこで、その方たちが活動することによって、川南町をより知っていただき、そして川南の人たちと交流ができて、後々ずうっと川南と交流が、できる、そういう人々のつながりができたら大変ありがたいなというふうに考えております。

地域再生とか医療費の件につきましては、私どもの場所とは若干違いますので、また、関係のある担当課から説明があるかと思えますけれども、やはり、地元でまずはしっかり活用していただく。そして、その後につきましては、先ほど申しましたように、町外の方々との交流をさらに進めていく。その際には若い年代の人たち、もちろん成人の方たちも構わないわけですが、そういう立場で活用できる方法を今、検討中でございます。終わります。

○議員（中津 克司君） 町長、お答えいただきましたが、伊倉・通浜地区の道路決壊、寸断の場合の緊急避難道の考え方について漏れておりましたので、町長のお考えがあればお答えいただきたいというふうに思います。

○町長（日高 昭彦君） 申しわけありませんでした。質問いただきながら漏れていたことをおわび申し上げます。

先日、9月4日に通浜地区で津波に対する避難訓練をさせていただきました。JRとも協議しながら、まず1番は安全面でありますから、まず避難すること。現在の避難道においては確かに1本ありますけど、車で行く大きな道がありますが、それよりもまず山に登ること、上に行くことを想定いたしまして、現状としては見直す必要があるかと思っております。

その際におきましては、「JRの線路をすぐ超えていきたい」という申し出をいたしましたところ、JR側としては「入ってはいけないという理論はない」と。「要するに、人命は優先します」と。「ということは、皆さんで考えてやってください」ということだと思っておりますので、そういう緊急の場合の現状といたしましても、地区の方は確かに通路をつくっておられますが、もう少し大きくするなり、ちゃんと草刈りをするなり確実にその避難道の整備見直しは、通山地区について、また伊倉地区についても必要であると認識しております。具体的な整備についてはまだこれからというところでございますが、認識は十分させていただいております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 口蹄疫からの復興についての関連質問を行います。

農業商工連携についてですが、これについては意識の統一が大切と考えております。

町長の答弁によりますと、地道な活動で農漁商工連携に取り組んでおられますけれども、それぞれの組織にトップがおります。組合長なり会長なり。ここらへんとトップ会談は考えておられないのか質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） トップ会談はということでございますが、当然必要なことは、トップであろうがなかろうがやるべきだと思っております。御提案いただきまして、今後速やかにそういう場を持ちたいと考えております。

ありがとうございます。以上です。

○議員（中津 克司君） 口蹄疫からの再開についてですけれども、再開をしてない農家、不明の29戸を含めて33%の農家が経営再開を断念しています。畜産は一次産業の柱であります。生産力低下の代替案はどのようにお考えか、質問します。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問に関してであります。御指摘のとおり、33%の方は「もうやらない」という回答をされているようでございます。と申しますと、7割の方は「もう一度頑張る」。現在半分でありますので、あと2割の方は、当然「もう一度頑張る」という意思を示していただいているものだと考えております。

その策といたしましては、後ほど農林水産課長に補足説明をさせますが、そういう野菜であるとか園芸であるとか、畜産を含めながら複合的な経営を模索しているところでございます。町といたしましても、K Pの補助であるとか、そういう資材の補助であるとかいうこともさしていただいております。詳しいことは農林水産課長に補足説明させます。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問に補足させていただきたいと思っております。

口蹄疫の復興の1つとしまして、西都市のほうに経済連が設立いたしましたJ Aフーズという加工会社が稼働を始めました。そういうJ Aフーズの加工技術を支えていくというの、やはりこの地域、西都児湯地域の役割だというふうに考えております。

その中で、川南町でも2つの法人は積極的に、ハウレンソウの栽培取り組みをしているところでございます。

先ほどからございました7割の復興しかないというところでございまして、3割の農家さんの中には、「園芸を中心にこれから経営を行っていこう」という農家さんもかなりいらっしゃいます。そのような方々を中心に、やはりこういう産業構造の一部、構造変革、それを求めてまいるために、先ほど町長申しましたとおり大型トンネルの補助、K Pの補助、それから、今年度におきましては被服資材ですね、そういう補助を行いまして、まず取り組みやすい路地園芸からの取り組みということを奨励していきたいと考えております。

主な品目としましては、トウモロコシ、里芋、カボチャ、ブロッコリー、白菜、キャベツというものを今後奨励させていただきたいというふうに思っておりますし、ハウレンソウにつきましても、昨年度から畑地かんがい用水を利用しました実証圃でも6品種のハウレンソウの栽培実験を行っているようなところでございます。

そういうことを活用しながら、今後進めてまいりたいというふうに思いますし、高齢者の

方々で年金暮らしでこれから畜産をやめるという方々については、現在、非常に「尾鈴村」というのを活用しながら、自分の家庭菜園プラスアルファぐらいの面積で頑張っていच्छやる農家さんもいच्छやいます。そういうものも大いにバックアップしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） ただいまの答弁に、西都市に農産物処理加工施設が完成したというふうなことがありました。これは、畑作振興や畜産に依存しない産地、産業構造への転換など、口蹄疫からの復興で重要な役割が期待されているわけですが、この施設には、国の口蹄疫復興対策で9億円、県の県商工連携ビジネスモデル創出で1億円の補助を受けています。これをどのように有効活用していくのか。

ハウレンソウの話が出ましたけれども、尾鈴地区に80ヘクタールのハウレンソウの作付依頼が来ていたというふうに聞いております。お答えのとおり、70ヘクタールは2つの法人、「アグリパートナー」と「アグリトピア尾鈴」であります。これで作付計画している。これは、理由は、何で大きな法人70町もというようなことでもありますけれども、ハウレンソウは葉物、葉っぱであります。葉物でありまして、残留農薬の心配から統一した管理ができ、しかも、供給に責任持てる大きな面積をこなせることが必要だとのことで、大きな法人に委託をされているというふうなことであります。こうなりますと、今やめられた、経営断念された農家については、余り有利な働きはしないというふうなことであります。

大きな法人だけでなく、一般の小さな農家の所得向上についてどのように考えておられるのか、いま一度質問します。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど言いましたとおり、大きな法人がこういうことに取り組むということでございまして、じゃあ小さな法人。と言っても川南町内、畜産をやられていた農家さんは5ヘクタール、10ヘクタール単位で土地を持っていच्छやる農家さんもいच्छやいます。そういう農家さんにつきましては、先ほどのようなことを進めてまいりたい。片方で小規模の農家様、1ヘクタールぐらいの作物をつくられていた方々につきましては、先ほど申しましたK P、大型ハウスを利用したトウモロコシ、それからカボチャ、ブロッコリーと、こういうものの作付によりまして経営を営んでいただこうという考えでございまして、K Pや大型トンネルの補助を行っているという状況でございます。

○議員（中津 克司君） わかりました。では別の質問に移ります。

安愚楽牧場が経営破たんしました。町内に直営農場が4カ所あると聞きますが、どのような対応をする考えか、質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問であります。安愚楽に関してはいろんな思いがあると思います。町として、やっぱり信念を持って対応していただきたいと考えております。

詳しいことはまた、農林水産課長に補足させます。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、安愚楽牧場につきましては、町内直営農場4カ所、預託農家が1カ所ございました。安愚楽につきましては、現在、川南町の施設に対してどういう方向で安愚楽が整理されるのか、それがまだ明確になっておりません。そういうことから、4カ所の直営農場につきましては、今後十分に見守っていきたい。動きがある場合は、事前に察知しながら対処していくということが、現在できる最大のことかなというふうに考えております。また、1戸の農家につきましては、牛が導入される前ということと、規模が小さかったということでございまして、川南町における影響というのは大きくはなかったというふうには思っております。ただ、直営農場が4カ所再開できないということで、この施設の跡地について、非常に大きな問題であるというふうには認識しております。

いずれにしても、先ほど申しましたとおり、今後推移を十分注意しながら見ていきたいというふうに考えております。

○議員（中津 克司君） 防疫対策について、167戸すべて防疫しているというふうな答えでありましたけれども、ゼロからのスタートということでもありますけれども、畜産農家の台帳の整備状況はどのようになっているのか、質問いたします。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

畜産農家の台帳整理状況でございますが、実は、去年の口蹄疫が終了したところから、早速台帳の整理にかかっております。台帳の中身でございますが、飼養頭数、畜舎の位置、それから堆肥舎の位置等をそれぞれ台帳化しまして、すべての農家についてそれを把握しております。また、特に飼養頭数につきましては、道図と合わせて農家の位置をゼンリンの住宅地図情報を活用しながら、電子化管理を行っております。

今後の管理の中でこれを十分に情報発信という形ででも活用させていただきたいというふうに考えております。

○議員（中津 克司君） 家畜伝染病予防法の改正によりまして、埋却地の確保、消毒槽の設置は先ほどお聞きしましたけれども、再開農家の埋却地確保状況を質問いたします。

○農林水産課長（押川 義光君） 埋却地の確保状況でございますが、現在、農家戸数としまして先ほどからありますとおり、167戸の農家が導入をされております。これらのすべてにつきまして、すべて埋却地は確保されている、100%の状況でございます。

○議員（中津 克司君） 農場にウイルスを入れないことが防疫の基本でありますけれども、国際獣疫事務局OIEは、2月に日本を清浄国と認定しました。川南町、宮崎県だけの問題ではないわけでありまして、感染ルートは不明でありますけれども、感染したことは事実であります。

消毒の管理徹底につきましても、風化しているのではないかというふうな意見もありますが、町内全体風化させないためにどのように取り組むか、質問いたします。

○農林水産課長（押川 義光君） 防疫を徹底することは非常に重要なことでございます。

御指摘のとおりでございますが、風化させないために節目節目にですね、農家に確認の電話を入れたりファックスを入れたりしながら確認作業を行っているところでございます。特に、8月末現在の状況は、口蹄疫が終了して1年という節目でございます。それに合わせて電話確認なりをすべての農家にしたところでございます。

今後につきましても、年間数回の研修会を開催する予定にしております。そして、フィードバックをするように、こちらのほうで管理をしております。カード化による研修会参加の確認を行っておりますし、そういう研修会あるいは折ごとのいろいろな会議がございますので、そのときに防疫の徹底、あるいは各農家の意識高揚に取り組んでまいりたいと考えております。

○議員（中津 克司君） では次に移りますが、埋却地周辺では頻繁に水質を検査する必要があると思いますが何カ所、どれくらいの感覚で何回検査したか。また、その検査結果はどうであったか質問いたします。

○環境対策課長（三角 博志君） ただいまの中津議員の御質問に対してお答えいたします。

井戸水の検査は口蹄疫の発生時から開始しておりまして、現在、口蹄疫にかかわる井戸水の調査を130カ所行っております。あわせて鳥インフルエンザ関係もございましたので、鳥インフルエンザ関係の井戸2カ所、合計132カ所を行っております。そのうち、現在、2件については町水道に切り替えておりまして、現在は調査を行っておりません。また、現在2件は「井戸も既に使わない」ということで調査を取りやめておりまして、合計で128カ所を現在、行っております。

調査の間隔ですが、年に、3か月に一度、調査を行っております。問題が発生している場所につきましては、毎月の調査を現在、実施しておるところです。

これまでの調査状況でございますけれども、大腸菌等が発生したというような場所、これが40カ所ほどございます。そのほかに、硝酸態窒素の高かった井戸というのがこれまでに47カ所ほどあります。大腸菌とか硝酸態窒素につきましては、水質検査のたびに毎回出ているかといいますと必ずしもそうではございませんで、出たり出なかったりを繰り返す井戸もございます。

いずれにしましても飲用飲料水として利用されている井戸といいますのが、全体の調査中12件ほどございまして、飲料として使われている井戸の中で、最近の調査で大腸菌が発生したという井戸が4件ございました。そのうちの1件につきましては3戸で利用されているというようなことで、そのような井戸につきましては、これからその原因が口蹄疫の原因であったかどうか。場合によっては、口蹄疫の埋却地との関連性が低いと思われるような場所もありますので、宮崎大学の先生をお願いをしまして、近く現地の調査等をしていただくようにする予定でございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 埋却地が同一の農家もあったわけですがけれども、330戸の農家か

ら2万5,406頭の家畜が町内各地に埋却されています。検査回数、検査場所をふやす考えはないか質問いたします。

○環境対策課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

調査個所をふやさないかということでございますが、現在、川南町内にある井戸すべてを把握をしている状況ではございませんので、井戸がどれだけ町内にあるのか、これをまず把握したいというふうに思っております。

それから、必要に応じて、要望等があればこれからの調査も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 防災対策について質問いたします。

先ほどもありましたけれども、市納地区は青鹿ダムからの流れの川が地区の真ん中を通っております。青鹿ダムの耐震性はどうか、地区の方は心配しておられます。青鹿ダムなりファームポンドの耐震性を質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えします。

青鹿ダムについて、あとファームポンドについてということで、現状といたしましては十分に耐震性があると認識しておりますが、詳細については農村整備課長から補足させますが。

○農村整備課長（横尾 剛君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

青鹿ダムそれからファームポンドにつきましては、これは尾鈴事業所に問い合わせをしたところの回答なんですけど、農水省が造成するダムは土地改良技術基準に基づいて設計されており、地震等の安全性につきましては、震度法という法律に基づいて確認をしておると。震度法といいますのが、ダムの自重に設計震度を乗じた慣性力が水平にダムに作用した場合、破壊、転倒、滑りが生じないことを確認するものということで、その震度法に基づいて確認されており、安全性は保たれておるということでございます。

ファームポンドにつきましても同じように、ファームポンドは土地改良施設耐震設計の手引きに基づいて設計されており、安全性は保たれているということを聞いております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 伊倉地区の平田川沿いのビニールハウス内で仕事をしている人に「防災無線の警報が聞きづらかった、聞こえなかった」というふうなことが発生しております。3月11日、東日本大震災のときに聞こえず、消防車の広報で初めて知ったという方もいらっしゃいます。防災無線のスピーカーを増設する考えはないか質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

防災無線の意図は「住民の皆様に危険を知らせる」「いろんな大事な情報を知らせる」ということでありますから、もしそれが「聞こえない」という現状があるのであれば、当然、今後何らかの対策を考えるべきであると考えております。

具体的には、今の時点ではまだ考えておりません。

補足があれば、総務課長に補足させます。

○総務課長（吉田 一二六君） 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、お配りの防災無線の中継基地が川南町では22カ所ございます。通浜から伊倉にかけては伊倉浜の自然公園、それから磯の上公園、それから第3部の消防機庫、それと通浜漁村公園です。それから、松原地区の第8部の消防機庫に屋外の受信機が設置されております。これ以上多くしますと、お互いに共鳴をし合って聞きづらくなるというような現象が起きてまいります。そういうこととございますので、聞こえないということとございましたが、何らかの検討はしていかななくてはならないと思いますけれども、聞こえづらくなるということ、解消をちょっとしなければ難しいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 聞こえづらくなる、共鳴するというふうなことでありますけれども、それはあくまでも業者側の発言で、現在、設置してないわけですから設置しないとわからないという面もあると思います。

といいますのは、ハウス内で一生懸命、額に汗して働いている農家の方たちが知らなくて、災害に巻き込まれた、津波に巻き込まれた。その前に、伊倉浜でサーフィンしていた人たちは早目に撤退していたということでは余りにも不合理過ぎるというふうに思うから質問するわけです。もっと前向きに考えられないか、再度質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えしますが、人命でありますから、そういうことに関しましては、最大限にこちらでも検討をさせていただきたいと思いますが、この時点での返答は以上ですが、よろしいでしょうか。

○議員（中津 克司君） 次にまいります。通浜から名貫までの海岸沿いに県道302号線があります。車で走行中、緊急避難情報はわかりません。電光掲示板等の設置は考えられないか、質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、そういうのがあれば非常にいいというのは認識させていただいております。現状としてまだ、試算も何もしておりませんので、今、この時点では答弁できませんが、補足があれば総務課長に補足させます。

○総務課長（吉田 一二六君） 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

県道関係ですけれども、現在、土木事務所、こちらのほうが有事のときは、一応3カ所を交通規制をするということを計画をされているようでございます。

3カ所といいますのが通山小学校の交差点、それから高森の交差点、それから浪掛の交差点、そちらのほうで一応、交通の規制を計画されているようでございます。

以上です。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時09分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（中津 克司君） 防災対策につきまして、休憩前に引き続き質問したいと思います。

阪神淡路大震災を検証したところ、行政がなし得た役割はごくわずかで、救出者の98%は地域住民みずからの活動だったとの報告があります。自主防災組織の設置に向けて、今までどのようなアプローチをしてこられたのか。また、今後、どのように進めていく考えなのか、質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

自主防災組織につきましては、冒頭で申しましたとおり、以前までは通浜地区のみであったと。現在は、伊倉地区そして今月には2区、3区という形になるというところがございます。ですから、今までに関しては防災という意識が川南町においては「非常に安全である」という意識とともに、そういう意味では低かったと思っております。

今後については防災の意味、地域住民の意味を踏まえますと、当然、防災のみならず地域活動、いろんな意味での協働として、自分たちの町は自分たちで守り抜くという意識のもとに非常に重要なことであると考えております。よって、今後は、当然全地区に、そういう、今ある自治組織ではありますが、その中に、意識として防災も入れてもらい、そして、数字としては防災組織としても存在してほしいという思いがあります。以上です。

○議員（中津 克司君） ただいまの町長の答弁、お願いしたいと思いますが、住民の生命を守るのが行政の根幹であります。100を求めてゼロにしては元も子もないわけではありますが、お互いの命を守る、助け合うとの基本観念から、自主防災組織なり防災などの考えも含めて、振興班未加入世帯の解消を図れないか。今後、検討に値するのではないかと考えておりますが、どのようにお考えか、質問します。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、川南町におきまして、川南町独自の組織であります、振興班。それに関する問題があるのは十分承知しております。今までも何度か取り組まれてきているようでございますが、これは非常に大きな問題でありますので、こういう機会を踏まえて、その意味をこれから住民の皆様にご説明するべく、そして、最終的には未加入はないと。

新しい、今までもまだ議員の皆様には詳しくは御説明、相談もしてないところでありますが、末端行政のことも含めまして、今後、どうあっても取り組むべき大きな問題であると考えております。以上です。

○議員（中津 克司君） 続きまして、大久保養豚農協跡地利用に伴う東地区運動公園の充実と有効活用についての関連質問を行います。

再度確認ですけれども、大久保養豚農協跡地取得後の施設の利用の考え、これを問うたところ、町長は「合宿に利用される施設」との答弁されたわけですが、再度確認します

が、大久保養豚跡地取得の考えはありというふうに理解していいのか質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど、私の答弁の中にもありましたが、大久保養豚に関しましては、あくまでも、現時点におきましてスポーツランド構想の中の1つと考えております。

具体的には、当然構想でありますから考えはありますが、その前に議員の皆様方に具体的に、また再度、御相談申し上げてのことになるかと思えます。以上です。

○議員（中津 克司君） ただいまの町長の発言は、町長は公約の中に「キャンプ誘致を含めたスポーツランドの構想」を示されております。他の部署も含めて町長、どのようなビジョンを持っておられるのか、質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） キャンプ誘致を含めてスポーツランド構想ということてありますが、先ほどの大久保に関しましては、9月議会ではまだ提案もしておりませんので、その点は私の考えということで御理解いただきたい部分も含んでおります。

日本においてのスポーツは、学生スポーツは非常に盛んであります。その後の、例えば企業スポーツ、プロスポーツに関して、企業の場合は、やはり経済の状況によりまして、経営が悪くなると、それは廃部という状況があります。

そこにおいて、今、例えばメディアでは、サッカーを含めた「なでしこジャパン」とか、男子のほうも非常に大きな関心を集めていることがありますが、今大事なものは、ヨーロッパ型の地域で盛り上がるスポーツ、例えば、ドイツあたりが発祥の地だとは聞いておりますが、地域の会員を募って、みずからが会費を払って、みずからが運営する。例えば、その中でいろんな施設がありますが、みずから会費の中で運営する。そして、そのスポーツ、試合、それは、日本におきましてはサッカーはサッカー、野球は野球という感覚でございますが、ヨーロッパ型でいきますと、スポーツの中の1つでありまして、すべてをみんなができるスポーツとしてとらえているところであります。そして、その構想の向こうにあるのは、そういうことを通じて見えるものは地域であり、自分たちが作り上げる意識だと思えます。なおかつ、それは健康にもつながりますし、結局医療費の削減、そういうことにつながるかと思っております。

再度申しますが、地域でもう一度、すべてのことを含めた産業としてとらえられるようなスポーツ構想、スポーツだけを意図することではなく、それを取り巻く人々、そしてそこに経済ということが起こり得る構想を、これからも大事な柱の1つとして、いろんな形で取り組ましていただきたいという考えを持っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 先ほどもありましたようにJリーガー、サッカープロリーグが発足したときに、宮崎県最初のJリーガーが誕生したのも大久保地区でありますし、現在、ラグビーのオールジャパン、サントリーで活躍している選手も大久保地区の出身であります。裾野が広がれば、頂点はより高くなります。

その中で、東地区運動公園のグラウンド管理をサッカー協会が責任を持って実施し、すば

らしいグラウンド状況にあります。年間、3,000人強の利用がありますが、トイレ清掃等も行っておりますが、限度があるようです。先ほどありました、合宿に利用できる施設等も含めて、トイレや更衣室の充実が強く望まれておりますが、そちらも一緒にやってもらえるものというふうに思っております。

責任ある団体が管理すれば、すばらしい環境が保たれます。指定管理者制度の導入の考えはないのか、質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

スポーツをされる方なら当然望むところでございますが、スポーツをした後に着がえをしたい、シャワーを浴びたい、当然、それはトイレも使いたい、ちょっとした休憩もしたいという思いがあるのは至極当然のことでございますので、そういうのも含めまして今後の大きな課題、大きな目標として積極的に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき質問をいたします。

まず、ひとり暮らし高齢者や要支援者の見守りシステムについてお尋ねいたします。

ひとり暮らしのみならず、夫婦ともに高齢という高齢者世帯がふえ、安心な生活を送っていただくためには、何か不安なときにすぐ対応できるシステムをつくっておくことは重要なことだと思います。現在、在宅福祉サービスで緊急通報システム事業として装置が対応されていますが、この事業は住民税非課税世帯のみが対象となっています。非課税世帯ではない世帯についてこの事業はどう利用できるのか。この事業の恩恵を受けられないということなのでしょうか。現在の緊急通報システム事業でひとり暮らし高齢者などの要支援者などの安心な生活が守られるのか、お尋ねいたします。

また、今年度、要援護者台帳整備事業で、「要援護者に対する情報を名簿だけでなく、要援護者マップに整備し、災害時の避難誘導を円滑に行う」とされております。6月の定例会での質疑で「このような整備を行うのだから、整備だけで終わらず、また、このようなマップは災害時だけでなく、日ごろの安心な生活のための見守りにも利用すべきであると思い、どのように使うのか考えてほしい」ということをお願いしておりました。

要援護者マップを利用して見守りに使うような体制づくり、大きく言えば、要援護者の見守りについてどのようにしたらよいのか、町長の構想をお尋ねいたします。

次に、学校図書室の活用についてお尋ねいたします。

私は、平成19年9月の定例会で児童生徒の読書力の向上のため、学校図書室の活用を質問いたしました。図書室の活用のために、学校司書の必要性をお願いしたところ、「専任の学校司書の必要性は認めている。国や県に選任の配置を要望しているが難しい」とのお答えでした。

ところが、平成22年度に国の緊急雇用創出事業で、各学校に図書事務員が配置され、今年度も配置されております。図書司書ではありませんが、図書室の整理や読書力の向上のために図書室に人が配置されたのです。こういうラッキーなチャンスをどのように生かされたのか、その成果をお尋ねいたします。

残念なことに、この事業は今年度までということになっています。来年度も継続されればいいのですが、東日本大震災のことなど考えますと、国の予算も厳しくなってくるであろうことは予測しなければなりません。成果が上がっていたのなら、やはり継続すべき事業だと思えます。

活字離れはますます進んでいますが、読書の効果について今さら述べることもないでしょう。子供の読書力を高めるためには、学校図書室以外にも取り組んでいることは多々あるかとは思いますが、学校図書室の活用は欠くことができないことだと思います。学校図書室の活用はどう取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

3番目に、6次産業化についてお尋ねいたします。

6次産業化というのは最近どこでも言われることですが、言葉だけでなく、現実はどうしたら6次産業化を進めていけるのか、その構想をお尋ねいたします。農業の活性化のためだけでなく、地域の活性化のために6次産業化に取り組まなければならないことは十分に認識されていることだと思います。

私は以前より加工の問題を取り上げておりましたが、古い記事を引用させていただきますと、4年前の朝日新聞の「希望社会への提言」という記事の中で「第6次産業を育てよう」というのがありました。そのためには地域の宝を掘り起こし、知恵を出し合い磨く。そして、生産力、加工力、販売力の3拍子で地域経済への相乗効果を目指そうと言われております。これこそ、町長が以前から取り組まれていた、町長になる前から言われております地元学の考え方ではないかと思えます。

川南町にとって地域の宝とは何か。私が思うに川南町の宝にもいろいろありますが、第1には豊かな農産物でありましょう。しかしながら、生産力に対して加工力、販売力が上がってこないことに6次産業化が進まない原因があるように思えます。

もちろん、町内でも最近、6次産業化に取り組まれ、成果を出しているところも出てきておりますが、農産物の生産農家にとって加工・販売まで取り組むことは生産だけで手いっぱい、加工所の建設や運営、販路の開拓など、余りにもハードルが高過ぎます。

ですから、6次産業化というのが1つの農家に取り組むことではなく、もう1つの言葉に農商工連携というものもありますけれども、そういうものも含めて6次産業化というふうに私は申し上げておりますが、そういうものにはいかにしてとりくむかということだと思います。

安全・安心の需要が高まっている今こそ、6次産業化を進め、安全な食の供給地をアピールし、消費者を直接つかむ販路を見つけることが必要です。そのためには、身近で農産物の加工・販売に取り組めるような小規模の加工所をつくり、地域の中で加工に取り組むことが

必要だと思います。地域の加工所では雇用が生まれ、地域の農産物に付加価値がつけられる。このことが、ひいては地域のつながりにも発展していくことと思います。農家のやる気だけを求めるだけでなく、やる気を起こさせる道筋を示し、スタートの支援をすることが行政の指導力だと思います。

6次産業化を進めている事例を見ても、スタートは行政の指導から始まっております。川南の宝を磨き、販売への道を進め、農家の所得向上、地域経済の向上につなげていくために、今こそ、私は川南町に加工所が必要だと思います。加工所について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、3つの項目について質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

質問の内容は、大きく分けて3つほどあったかと思っております。高齢者、ひとり暮らしの方へのそういう要支援のシステムについて、学校図書のことに関しまして、最後は6次産業に関してということで、順次お答えさせていただきます。

まず、現在、こういう災害が頻繁に起こるようなこともあわせまして、ひとり暮らしの方、高齢者の方、支援が必要な方、そういう見守るシステムについて、緊急通報システム事業というのを実施しております。御指摘のとおりでございますが、現在、その契約をされている方が、今17件でございます。22年度の利用回数の実績につきましては、通報で、これは皆さん御承知かと思いますが、そういう方々がボタンを押せば通報できると。そのうち、緊急なら緊急のボタンを押せば、緊急の通報ができる。そして、それを持って必要であれば救急車の要請もできる。そういう非常に大切なシステムでございますが、22年度におきましては286回でございます。月平均すると24回ぐらいになるかと思っております。そのうちに、緊急通報が175回であります。ただし、これは聞いてみると、本人たちの多少の押し間違いもあったというふうには伺っております。そういう細かいことは抜きにしまして、その間に救急車の要請が4回ということでございます。

今後におきましては委託業者をお願いはしているんですが、そういう通報されなかった方、そういう方に関しても安否の確認も含めまして最低月1回は、そういうところに定期的に巡回していただく。そして、必要があれば月二、三回ということにさせていただいているようでございます。今後とも非常に大事な事業でありますので、町といたしましても、積極的にそういう方に関して支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

いろんな細かいことに関しましては、必要があればまた、担当課長に補足説明をお願いするつもりであります。

また、そういう支援者、障害者、そういう方をデータ化するという予定についての質問ですが、この件に関しましては、来年の4月1日をめどに稼働させるように現在、取り組んでおるところでございます。そのデータの中身ではございますが、当然、家族の状況を踏まえまして、家族のデータ、そしてその方の障害の度合い、また、現在受けてるサービス

の状況そして家屋の状況、連絡先、協力していただいている方の団体の名簿、そういう、御指摘のとおり、名簿上のデータをいかに地図の中に落とし込んでいくか、そういうマップと連動したデータになってこそ、一番使いやすく、なおかつ一番大事なことになると考えております。

当然、そういう個人のデータ、情報、そして地域の情報、それを地図情報に落として、避難場所がどこにあるのか、どこに行けばいいのか、そういうことも含めて、災害時は当然でございますが、普通のときにおいても、そのデータをどこまで濃い資料として、我々がデータバンクとして使えるかどうか、今後、大事な検討だと思っております。

次に、学校図書に関しましてであります。非常に学校図書の図書主任の方々が通常の学級担任も兼ねてされていると。非常に大変な仕事であるというふうにお伺いしております。今回は、そういう緊急雇用創出事業におきまして、配置をしていただいている。昨年度は川南小学校で図書のデータをすべて入力させていただいたと。今年度においては、残りの6小中学校で事業が、そういうデータ化の作業が終わるということでございます。

この点が、まず何がいかと言いますと、一度入力してしまうと、そういう本が川南の図書館も含めてですが、すべてのデータが今後そろえられると。町全体を大きな図書館として考えていけるという状況が想定されると思います。そして、なおかつ、そういう方々の業務負担が非常に軽くなり、子供たちにとっても、例えば、川南町小学校の子が借りたい本がここにはないけど山本小学校にある、町の図書館にあると、そういうこれからのデータを共有して、すぐすぐそれが、今できるシステムではないのはわかりますが、今後、そういうふうに町全体として取り組みたい課題であると考えております。

一番は、そういう方々の労働負担が目的ではございますが、本当に大事なことは、そういうことを通して子供たちの読書力がどこまで上がるのか。結局、将来を担う子供たちに対して我々大人がどういう形でサポートできるのか。そういう点は一番大事な点として今後とも取り組むたいと考えております。

あと、具体的な予算に関してでございますが、御指摘のとおり、今年度で国の事業は打ち切りになる予定になっております。非常に、やっぱり予算を伴うことでありますので簡単な答えはできませんが、やはり、そういう図書館を通して我々ができる最大の努力はさせていただきたいと思っております。最終的に、子供たちの、地域のそういう図書館を通したつながりというものができればと考えておるところでございます。

最後の質問、6次産業化についてでございますが、世間一般的には6次産業化と農漁商連携、同義語として扱われる意味合いが多いんですが、国のほうの位置づけといたしましては、6次産業化は農林水産省の管轄であると。農漁商連携については経済産業省の管轄であると。

どういうことかと申しますと、こういう規定がありますので、同じ意味合いとしても少しずつ変えております。6次産業と申しますのは1件の事業所で、1件の法人で、生産から、加工から、販売まで行くと。

現在、川南でやっておられる農家は、やはり大規模な農家であり法人であります。現在、ずっとやられたのがゲシュマックであります。あと、申請をされている方、今年度中にといいうことが、あと2件ございます。そういう6次産業に関しましては、その言葉をそのまま理解さしてもらいますならば、大規模な農家で取り組んでいただきたいと。そして、これはゲシュマックに関しましては、この前のフェスティバルでもそうですが、1つの観光地として「あそこから花火が見えますよ」と。なおかつ、自分とこの販売にもつながる。最終的には、地域につながる形だと十分理解さしてもらっております。

ただ、そういう小さな経営の方々にとっては、そういう6次産業ではなく農商工連携、軽トラ市でもありますように、いろんな方たちと一緒に、いろんな連携をとりながら今後とも進めていく。行く行くは町の産業として、小さな成功例を積み上げるための1つの手段として、非常に大事な部分として取り組んでまいりたいと考えております。

それに引き続きましての加工場の問題です。

議員からの御指摘があったとおり、今、農村で一番困っているのは何かと申しますと、つくことはそれなりに努力すればそこそこできるかと思いますが、それが、なかなか思ったような値段で売れない、だから苦しいんだということをよく耳にしております。その点に関しまして、付加価値をつけて加工して、付加価値をつけて、経済として成り立つ価格で販売させてもらおうと。そういうのは農家本人のみならず、それを取り巻く、大きい意味で言えばトロン商店街も含めた、商業者の方も含めた大きな動きになるかと思っておりますので、今後とも、我々としても大事なこととして取り組ませていただきたいと思います。

現在、各工場におきましては、個人でいきますと、尾鈴村のほうに30軒くらいの農家の方が出されているようであります。また、JA女性部のびる会ですか、そちらのほうもジャオに出したり尾鈴村に出したりということで、加工をされていると聞いております。

ただ、加工におきましては、個人で行いますと、かなり負担であります。現在、持っておられる方はそのままやっただいて結構でしょうが、これから、やっぱり経済として動かすのであれば、品質、量、そういう安定的なことが求められると考えておりますので、米山議員の御指摘があったとおり、やはり複数の農家なり、方をつくるとか、集落単位でつくるとか、やはり、ある程度、今後も年間を通して安定してできるような仕組みづくりは非常に大事なことだと考えております。

まずは行政の支援からというお言葉もいただきましたとおり、できることは、いろんな助言なり指導なり含めて、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 米山議員の御質問にお答えをいたします。

学校図書室の利用についてということで、2点ございました。町長のほうが答弁申し上げましたので補足をさしていただきたいと思います。

まず1番目、昨年度配置されました人たちの活用成果でございますけども、各学校に1名

ずつ入っていただきました。まず、1学期は町立図書館の司書を講師に会議を開きまして、現在の学校図書室の状況等を把握しながら、どのような並べ方あるいは開帳をしたら子供たちに利用しやすいか。そういったような研修も含めまして、あと、1学期に利用して、それぞれの学校の図書室を整備をしていただきました。2学期から非常に、今までと違った形の図書室ができた、そういう喜びの声を聞いております。

同時に、学校ICT活用事業で入りました2名の職員とこの7名の学校図書事務、この人たちの活用を探していた、組み合わせる事業はないかということでもいろいろ考えた中で、先ほどありましたように、学校の図書の整理、これを、これまでペーパーで台帳登録をしておりましたが、これを電子データ化することによって、もっと図書の整理が確実にでき、そしてまた、一たん電子データ化をしますと、貸し出し、返却、そして著者ごとの集計あるいは子供自体の読書の傾向、そういったものが非常にやりやすくなるということで、川南小学校は、先ほどはございましたように、1月に整理された形で図書室が新たにオープンをしております。

今年度は、残りの学校がそういうデータ化をされる計画で、今、かなり進んでおります。非常に、ですから1人、そういう人が配置された結果、大きな成果を生んだことは間違いございません。

それから、2番目でございますけども、ここに先ほど言われましたように、もう国の支援はございませんので、今後、我々が許されている人員の中で、これまで整備してきたその学校図書室に関するさまざまなシステム、データ化されたものを、現有の人員でいかに効率的に、そして簡単に貸し借りができ、また、子供たちの読書意欲の向上に役立てるか、そういったような研究ももちろん必要でございますけども、何よりも、子供たち1人1人の読書の傾向なり、あるいは学年、学級でのそういう傾向が、非常に集約しやすくなって、結果として目に見える形になってくる。そしてまた、高学年の児童においては、そういう端末の操作もできるようになってきますので、人がいなくなった分につきましては、さらに今後、図書の選任を学級教職員の、いわゆる人員配置の中に、専任として枠を設けてもらうように、これはこれからも、いろんな団体、会合の機会を通して、要望として上げて言っております。今後もまたそれは続けていきたいというふうに考えております。

24年度につきましては、先ほど申しましたように、今の与えられた人員の中で、最大限使いやすいように、それぞれの学校で工夫をして、効果をまた検証してまいりたいというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） それでは、まず、ひとり暮らし高齢者や要支援者の見守りシステムについてですが、先ほどの答弁の中で、対象者数は、今のところ17件ということですが、こういう緊急通報システムが必要だ、これはあくまで申し出でしょうけれども、必要だというような対象者ですよね。その数は把握されているんでしょうか。今、使ってらっ

しゃるところは17件でしょうけれども、こういう装置が必要であるというところの把握はなされているんでしょうか。それは今年のこの要援護者台帳整備が終わらないとわからないということでしょうか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの御質問でございます。

はっきり言って今、把握はしてないところでございます。このシステムも含めまして、今策定中の要援護者支援計画並びに、今回6月に予算化していただきました支え合う体制づくりの構築のもとで、その辺の検討も加えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（米山 知子君） ちょっと細かくなりますが、私、先ほどの質問の中で、これは非課税世帯が対象ですね、この事業の利用者は。この非課税世帯ではない方については、こういう申し出があったのかどうか、どういう対応をされるのかということですね。それをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 私のところに、現在の中で、非課税以外の世帯から申し出があったという情報は入っておりません。今後につきましては、先ほど述べましたように予算的なものも伴いますし、今後の防災計画と、または支援計画等の中に入ってきますので、そこらを含めて、総合的に検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議員（米山 知子君） 基本的に、この通報システム事業というのが広く皆さんに周知徹底されていないのではないかと。よほど困って、相談に来られた方にのみ案内はするけれども、そうでない方には、知られてない方が多いのではないかとというような気がいたします。

具体的にこのシステムを、この装置をつけた場合にはどういうふうな形で運営されているのか、そこら辺は御存じですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） どういうふうな流れでということでしょうか。

○議員（米山 知子君） そうです。先ほど、町長のほうから月に1回の安否確認とかいうことを言われましたけれども、具体的に、1番基本マニュアルですね。それはどういう形で業者のほうに委託されているのかをお尋ねいたします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの米山議員の質問でございます。どういうふうな導入のされ方かということでございます。

これは、いわゆる困っておられる方々が包括支援センター等で相談を受けて、申請という形を受けまして、そこから委託業者と契約をいたしまして、契約を受けた業者のほうはその自宅のほうへ参りまして、内容の確認、その本人のいろいろな情報、それから、中にはお抱えの病院であるとか、家族構成であるとか、いろんな情報をその中に入れ込むという作業を行うということでございます。それに合わせまして、ワンタッチの機械をそこに設置するというので、これは緊急、通常、停電、そういう、ワンタッチで押せる3つのボタンがございまして、そこをポンと、緊急を押すと、無線でそういうシステム会社のほうの管理セン

ターから声がかかってきて「どうしましたか」ということで、会話調で交わせるということでございます。それを受けまして、緊急であるという判断をした場合は、例えば、東児湯消防のほうに直接連絡をしていただいたり、中には「息子を呼んでくれ」という電話があったりして、声をかけてあげたりとか、そういう対応をされているようでございます。

先ほど、町長の話の中にもありましたが、お年寄りですから、緊急というボタンを押して、間違っていたという例が、この緊急の連絡の中にはかなりおるようでございます。内容をすべて把握しておるわけではございませんけれども、問答集の一部を見るところによると、丁寧に対応をされているようでございます。

以上でございます。

○議員（米山 知子君） これ、利用者のほうからボタンを押したらコールセンターのほうに届くということですね。じゃあ、全然ボタンを押さなかった場合には、1カ月間押さなくても、全く何の対応もないということですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 今の米山議員の御質問でございます。

基本的に、1カ月に一遍対応の確認をしているということでございますけれども、その中で、気になった対象者である方については、複数回連絡を取って確認をするということをしているようでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） 緊急通報システムですから、緊急時だけに対応するというところで考えないといけないことかもしれませんが、いわゆる、見守りに使うということになると、どうもこのシステムでは不十分なような気がいたします。

それで、要援護者台帳が今年度整備されマップに落とすということですが、要は、マップに落とした後にどういう形でこれを利用するかということが一番大事なことではないかと思うんですね。そのときに、マップに「こういう方がここにいらっしゃいますよ」ということがわかって、それをじゃあだれが見守るか、だれが支援するか。

この緊急通報システムで、町内17件の利用だけですので、これで網羅できるのかどうかというのは非常に不安なところがあるんです。月の利用が20何回の利用ですから、あんまり利用はされてない。これは緊急だから利用はされてないということですがけれども、あくまで見守りシステムということを考えたときには、この緊急通報システムというだけでは、やっぱり不十分なような気がします。

私が、きょうこのことをお尋ねしたのは、実は1つ、鹿児島県曾於市で聞いた見守りシステム「ああ、こういうのもあるのかな」ということで知ったものですから、川南町の緊急通報システム、見守りがどういうふうになってるのかなということでお尋ねしたんですが、よく、コマーシャルで、電気の湯沸しポットを押すと、遠くに離れている家族に「使ったよ」という知らせが行くと。「ああ、お母さんはきょうも定時に電気ポットを使ったので、きょうも元気に起きてきたな」ということが家族にわかるということで、コマーシャル見ら

れた方が多いと思いますので、そういうシステムを、鹿児島県の曾於市のほうで今年度、導入されているわけですね。

私、このシステムを導入するところまでは、そりゃもうお金次第でできると思うんですけども、その後が非常に興味があったので、どういうふうな形でこれを利用されているのかということを知りたいと思って聞きました。そうすると、1人の申請者ですね、こういう見守りシステムを使いたいという申請者に対して3人の支援員というのを地域の中で決められるんだそうです。家電を使った、使わない、そういうのが遠くに離れてたひとり暮らしの高齢者、あるいは家族がある方ですけども、どこかに通報が来たときに、それをすぐに動くのにその3人の支援員の方がとりあえず駆けつけてみて、必要があれば救急車を呼んだりとか、必要なところに連絡をするというような形をとっています。これこそ、やはり地域のつながりができないことではないかなと思ったんです。

これを考えたときに、確かに今年度、要援護者台帳整備事業でマップをつくると、整備するところまではされますが、その先をどう使うのか。そこらあたりを、先ほどの町長の答弁では「来年度の4月1日をめどに取り組んでいく」ということですので、あくまでこういうマップの整備だけで終わらず、このマップが整備された後は、それをどう使っていくかということを知りたいと思っています。先ほどから町長が言われております「地域づくり」とか「末端行政」とかということにも連動してくるかと思いますが、そのあたりの考え方について、ちょっと町長のお考えをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございます。

把握した後でどうするのか、今後の取り扱いについてどうしたらいいのかということですが、御指摘のとおり、まずは把握してどういう状態にあるのか。そして、これからそれをどう使うのか。

今、末端行政のことも御指摘いただきましたけど、そういうのも含めて本当に、まだやってみないとわからないことは多々出てくると思います。今の時点で想定されること、これから地域のやり方、つくり方、そしてそういう介護支援、いろんな必要な方に対して、あるいは町民の1人として、やはり皆様が自立できる元気な町をつくるために非常に大事なことであるというのは認識しておりますので、これからのことに関しては、具体的なことを、私としてはまだ頭に入れておりませんが、担当課長のほうでは考えているかもしれませんし、大事であるということだけは、今ここで答弁できます。ということはこれから必要に応じて、必要がなくても皆さんにまた御相談申し上げながら、今後とも進んでいこうという考えであります。

以上です。

○議員（米山 知子君） あくまでこういう、ややもすると台帳の整備とかマップの整備だけで「やってしまった」というような感覚にとらわれがちですが、要は、それをいかに使う

かというソフトの面が、非常に今からは大事になってくると思いますので、その辺は十分に検討をしていただきたいと思います。

次に、学校図書室の活用についてですが、先ほどから、図書事務員の業務ということで、図書の本のデータ化が進んだと。教育長からの補足のほうでは、図書室が学校図書室に雇われた人たちに対して図書館司書から研修をし、図書室の雰囲気が変わって非常に効果が出たということが述べられておりますけれども、図書室の開放時間というのは何時なのか。子供たちが利用するのは、もちろん授業のときに担当教官の先生に引率されて図書室を利用することはありますが、子供たちが自由に図書室を利用できる開放時間というのは何時なのか。各学校、おわかりでしょうか。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 御質問にお答えいたしますが、原則、子供たちがよく活用するのは当然、お昼休みが多いわけでありまして。問題は放課後どうするか。これについては、各学校それぞれ、利用時間が設定してあるところもあるし、ないところのほうが多いかと思っております。

具体的に、各学校の開放時間ということについては、今、手元に資料がございませんので、申し上げられませんが、担任がついていく場合、それから中学あたりでは、委員会活動の中で委員の仕事、そして、高学年であれば、またそういう決まった曜日について活動ができるかというふうに思いますが、定期的に、きちんとした週の時間に、「この学年、あるいはこの学級はこの時間に使える」というような、そういう日程、いわゆる時間割を組んで利用しているところもあるかと思っております。詳細については、具体的なことはちょっとここでは申し上げられませんが、以上のとおりでございます。

○議員（米山 知子君） 私、今回ですね、この質問をいたしましたのは、実は、学校図書室の事務、正式には図書事務員と言うんですね。図書事務員が配置されたということで、非常に期待をいたしました。

そこで、学校図書室はどういうふうに変ったのかなということで、時間的なことだけですけれども、ちょっと調べてみましたら、4年前に、私が最初に質問したときとほとんど時間は変わってなかったと思います。今、教育長がおっしゃったように昼休みだけです。

先ほどの答弁の中で、図書がデータ化されて、町内の学校の図書室がすべて1個の図書室のように扱えて、欲しい本が自分の学校になくってもよそにあるのがすぐにわかってという答弁でしたけれども、その欲しい本かどうか、自分が見たい本かどうかというのをいつ、子供たちはそれを知ることができるだろうか。

ちなみに中学校、唐瀬原中学校、国光原中学校では、図書室の開放時間は1時05分から1時50分までです。4年前の質問のときにも私、同じことを伺ったんですね。放課後はなぜ開放しないのか。そのときには「放課後は利用者が少ない」とか「あるいは人員の面」とか、そういうことをおっしゃいましたけれども、放課後の利用が少ないというのは、あくまで部活をしているからということですが、学校の現状を見たときには、部活動は大体6月、

7月で終了するわけですね、3年生は。そうすると、今まで部活動に利用していた時間というのは、半分ぐらいの子供は恐らくフリーの時間としてあいてくると思います。

ですから、部活動に一生懸命取り組むときはそれでもいいと思いますが、そうじゃない子供。それから、部活動に取り組む時間が必要でなくなった子供たち、そういう子供たちにできるだけ本に親しんでもらおうということで、このデータ化されて「あっ、こういう本が読みたいんだけど、うちの学校にはないからどっかで探してください」というのを図書事務の人に言って、探してもらって手に入れる、そういうことの繰り返しが子供を本に近づけることになるんじゃないかと思います。

環境を整えることというのは非常に大事ですけれども、環境を整えた後にはそれをどう使うか。本当に、子供たちが本を手にとる機会がふえたのかどうか。今回の雇用で図書室も非常に変わった、成果が上がったということですがけれども、変わった図書室を子供たちが体験できるということ、機会がふえたのかどうか、やっぱりそこいらが一番大事で、先ほどの緊急通報システムではありませんが、そこがソフトの面だと思うんですね。

図書室の運営はあくまで学校がすることですけれども、川南町としては図書室、なるべく子供に本に親しんでもらい、読書力を高めてほしいという方針のもとに、学校にそういうことを依頼をして工夫をしていただくというようなことは、教育委員会としてはできないものかなと。あくまで、学校上のいろんなことは学校で決めることで、川南町の教育方針としては、もちろん、「川南町の教育」ということで冊子はいただきますが、そのことの具体的なことまでは、各学校には言えないものなのかどうかというのを私、非常に不思議に思うんですけれども、そこらあたりは教育長、いかがでしょうか。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 現在、学校図書事務補助の皆さんが活躍していただいているわけですが、今年度までに各学校、自分の学校のまず蔵書、こういうのをきちんと把握をして、それが台帳を一遍一遍見なくてもデータとして打ち出せるような形になること。そして、具体的には図書室に行って、実際に本の背表紙を見るということももちろんできますけども、そういう2つの、具体的にみるというのと、また一覧表に打ち出されたものを各担任等が見ながら、子供たちに、低中高であればどういう本が望ましいか。「こういうのがあるよ」ということは、また、教室等で情報として伝えてもらうことは当然できると思います。

まず、そういう各学校の基礎のデータ化が進んで、まず自分の学校のそういう図書室の利用がさらに活発にしていくように、これは各学校にお願いし、私たちもシステム化したことによって、学校図書室が以前とどのように変わったのか、そういう検証はして、お互いにある意味では、利用についての、いい意味での競争もまた必要かというふうに考えております。

それから、具合的に、自分の学校にない部分については、これは町立図書館のシステムが、現在のシステムからさらに更新される時期に合わせて検討しなくてはならないわけですが、当面は、小学校同士の学校間の次に、こういうデータの情報の共有というのが必要になってきますので、そういう段階で、具体的には本の貸し借りができることになると思いま

す。

それから、本に触れるあるいはそういう具体的に図書室に行く時間等をどういうふう to 確保していくのか。これは、なかなか、それぞれの学校によって違ってきますので、私たちとしては、先ほど申し上げましたように、整理をしたことによって、より図書室に行きやすくなり、そして探しやすい、そしてまた、そこにある本をうんと活用して、さらに足りないものについてはよそから借りていく。そういうような、ある意味では読書欲と言いましょか、知識欲というか、今あるものを最大限、活用し、さらにもっと読みたい、知りたいと、そういうことについての指導というのは、これは当然、各学校を通して私どものほうとしてもやっていかなきゃならない、これは当然でございますので、今年度、データ化が進んだ段階で、早く進んだ学校については、その後の結果についてどういうふう to 変わってきたのかということ、具体的な資料として求めて、これからの学校のほうに参考にしていってほしいというふう to 考えております。

以上です。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時06分休憩

.....
午前11時16分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（米山 知子君） もう少し、図書室のことについてお尋ねいたします。

先ほどの教育長の答弁の中で「データ化したものを子供に利用させたい」というような御発言でしたけれども、私、子供の心理を考えたときに、データ化した資料を見て「この本が読みたい」と考えるよりも、やはり、手に取って表紙を見たりあるいは挿絵を見たり、そういうことで、子供というのは本を読みたいと思うんではないかと思うんですね。データベース化したもので本を選ぶというのは、これはあくまで大人の発想でしかないと思います。

ですから、何も無い、本当に無垢な状態。本に対して何も持っていない子供たちがいかに本に親しむかということは、まず、触れてみないことには、それは進まないと思うんですね。触れてみる場所が、学校では図書室しかない。図書室が一番、やっぱり本に囲まれた場所ですね。そういうところに子供は、好きな子はしょっちゅう図書室に行ってるよと、図書室に行けるよというような環境を整えることが、私は、子供の読書力を進める最初のスタートではないかと思うので、4年前から図書室の開放時刻については御質問をしてるわけなんです。

今回もデータベース化するということで、図書事務員が仕事をされておりますが、例えば仕事をするとき、図書室の中でして、自分はしながら図書室は開放してると、そういう状況はできないのか、そうすると、図書室は空いてるわけですから来たい子供は来る、来たくない子供は来ないでしょうけど、そのうちに「面白いよ。図書室に行ったらいろんな本があ

るよ」ということで、子供の口から口にということで、だんだんと広がっていく、そういうのが自然な流れになるのではないかなと思うので、非常に図書室の開放時間ということに、私はこだわりたいんですけども、これでまた、人がいなくなると、確かに管理上の問題が出てきますので、いつでも行ける図書室というのは、特に、小学生なんかの場合にはなかなか管理ができない。中学生になると、むしろ図書委員とか、そういう委員会活動を通じて、子供にある程度管理的なものも任せるという方法もあるかと思いますが、この2年間だからこそ、図書室の開放時間を広げることができたのではないかと思うんですね。それが、1年たった今、全く変わっていないということに私は愕然としたわけで、御質問するわけ。

子供にいかに本を手にとらせるかというのは、私は開放時間というのは非常に大きな要素であると思いますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 確かに言われるように、直接触れる機会が多ければ多いほど、それはそのとおりだと思います。ただ、言われるように、昨年度から学校図書の事務補助、こういう方が入って具体的に図書の整理をしながらということですが、この図書の整理をしながら開放をするというのは、これは非常に難しいというか、非常に困難をきわめるのではないかなというふうに、これまでの作業から感じております。

いわゆる、これまでの図書の蔵書をきちんと仕訳をし、そして、さまざまな仕訳をしたものを、後のデータ化しやすくするためにラベルを貼ったり、あるいは包装しなおしたり、そういうもろもろの作業をする中で、川南小学校でいきますと、10月から作業に入りまして、やはり、その学期の12月いっぱいぐらいまでは、あとの作業等も含めて期間がかかっておりますので、最終的には、約4,000冊余りの本であってもそれぐらいの時間かかっていると。そういうことからすると、そういう整理作業をしながら開放するということは、ちょっと今のことからしますと、やはり無理だったと。でありますからその間、残念ながら、図書室を閉館をしてその作業にずっと当たったという経緯がございます。

なお、一たん各学校でこのデータ化ができますと、現在、事務の補助の方たちも学校に配置されてございますので、その勤務の割り振りをしながら、最少限度、図書の仕事にかかわることができないか。これは今後の研究というか、仕事の中身として、私たちも考えていかなくちゃならないものとして、24年度からの分についてはそういう検討もして、できる限り、人が少しでもその部屋におれるようなものをつくっていかねばならないだろうというふうには考えております。

以上です。

○議員（米山 知子君） できるだけお願いをしたいと思います。確かに大変な作業ではありますが、子供たちは1日中、のべつ幕なし図書室に行くわけではなく、授業のときは絶対来ないわけですから、それは、ここの開放時間を決めると言ったら、それこそ業務の工夫で私は対処できたことではないかと思いますが、まあ、大変な作業であることは重々わかりますので、ぜひ今後、24年度、その人たちがいなくなった場合には、今の人員の中で開放時間、

子供が直接手に触れる時間をいかにふやすかというために、開放時間を延ばす方向で進めていっていただきたいと思います。

次に、6次産業化についてお尋ねいたします。

先ほど町長も言われましたが、確かに6次産業化と農商工連携というのは、似てるようで厳密には違うということで、町長もおわかりのように、おわかりのようにと言ったら失礼ですけれども、大きな法人しか、なかなか6次産業化には取り組めないと言われるように、普通の農家ですね。普通の農家にとっては、6次産業というのは、とてもじゃないけど無理な話だということは私も十分にわかっております。

そこで、小規模の加工所ということで小規模というのをつけたんですが、最近、加工所をつくっても売れるか売れないかということがありますが、私は販売先については、さきほど尾鈴村の話が出ましたけれども、やはり、加工所をつくってもどこで売るかというのが皆さん、どこの地域でもまず考えることなんですね。

ところが、我が町は先に農協さんが尾鈴村をつくって、非常に成功例として運営されております。ところが、ほかの大きな産直のところを見ますと、現在、過去携わっている人が30人ぐらいとおっしゃいましたけれども、皆さん、非常に小規模です。ということは品薄です。加工の量が、全体の取扱高に比べたら少ないと思います。それは私の感覚ですけれども、恐らく、データをとられてみてもそうだと思います。まだ、販売の余力は十分にあるわけですね。ですから、こういう販売ができる場所があるわけですから、そこも1つのやりやすい、加工に取り組みやすい要素の1つになるのではないかと思います。

私、具体的にも1つ、提案をさせていただきたいんですけれども、品目横断的経営で、大豆の作付が指定されておりますね。ところが、大豆は販売先がないと補助金は出ません。農家にとっては、非常に皆さん、そこで、「大豆は天候によって収量が左右される」ということで、不安もあるということになかなか取り組めない。

そこで、先ほどの口蹄疫のときに出ましたけれども、大規模でない農家に大豆の生産をしてもらおう。それをどこか、加工所ができてれば、その加工所が一手にそれを、川南産大豆を買い受けてみそ加工所としてつくり、みそをつくる。もちろん、尾鈴村で販売をすることも可能ですが、それを川南町の学校給食で利用すると。それと1つの循環ができるわけですね。

つくるからには売り先を考えないといけない。つくるときも、負担が少なくリスクが少ないように、うまく国の制度も使うようにしなければいけない。そういうことを考えたときに、何が一番、今、まず取り組みやすいのかなというのは、私、ここ何年かずっと考えてたんですけれども、大豆が1番かなと。大豆からみそをつくと。地大豆を使った川南みそということで売り出すと、りっぱな付加価値がつくと思うんですね。それは、大規模で大豆を、北海道みたいにもう何ヘクタールとつくらなくても、受け入れ先が10キロ、20キロ単位で買い取り先があれば、農家は私がつくると思います。大豆の価格もそんなに安くはありません。

今、産直で出ておりますけれども、米の値段と匹敵するぐらいの値段です。

ということをかんがえて、そういう具体的なことを想定しながら、加工所のことをいろいろ考えてるんですが、先ほど、町長で、小さな成功例の積み上げで地域を活性化したいということですので、サンAのジュース工場であるとか、JAでできた加工場、冷凍施設とかとは別にですね、そういう小規模の農家が自分の農産物に付加価値をつけられるような、自分でつけなくても地域の中で付加価値をつけて、販売ができるような形の加工所というのをぜひつくっていただきたいと思うんですけれども、先ほどつくるとおっしゃいましたけれども、もう一度、確認でお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、確かにつくる、つくりたい、つくるように考える、同じ意味かもしれませんが、非常に言われるとおり、大事なことだと思っております。

6次産業、農商工連携、その揚げ足を取る気はございませんので、やはり、農林水産省としては、6次産業の中で、もう1つの柱としては地産地消であると。それは御指摘のとおり、学校給食とか、そういうはっきりした販売所と申しますか、そういう場所があるわけですから、経済の概念からすると、一方では安いほうを望む場合も当然ありますが、やはり、地域として生き抜くためには、地域の産業、農業も含めて先ほど申しました地場産の企業の方、そういうことも含めまして、地元でとれるものを地元で消費する。非常に大事な考えだと思います。大豆を中心に、御指摘いただきましたけど、考えることはだれでもできるんですが、あとはやるかやらないかだと思っておりますんで、じゃあいかにやるのか、どのようにやるのかは、少し難しい言い方かもしれませんが、大ざっぱな言い方かもしれませんが、動かしながら、やりながら、修正を加えていくしかないのかなと考えております。やらずに、1年、2年、5年たっただけじゃ何も起こりませんので、御指摘があった時点から、やはり具体的な行動を起こすことが非常に大事なことだと考えております。

以上です。

○議員（米山 知子君） まさにそのとおりだと思います。言ってるだけでは何も進みません。ですからやはり、いろんなことはもちろん考えて進めなくてはいけないんですけれども、まずできること、まずやれること、そこから具体的に進んでいただきたいと思っております。

加工所の件についても、私、随分前から、議員になったときから申し上げてるんですが、農家の要望があればとか、そういう、ずうっとお答えで来てました。農家はなかなかそこまで要望はできないんです。ですから、1歩するための道筋を示してやる、これも1つ、例ですけども、高崎町に大牟田農産加工センターというのがあります。もう平成18年にできております。これは農業活性化農業構造改善事業ということで、いろんなところからお金が出て始めてるんですが、指定管理者制度で運営されております。そこが取り組んだのが、もう平成18年なんですね。ですから、よそはもうそういうふうに、地域の中でできたものをそこで加工して、そこで販売するというのを、宮崎県内でも取り組んでいるのに、非常に川南

町はそれがおこなわれている。それはなぜおこなわれているか。それはサンAのジュース工場に出せばいいとか、加工というのをそういう次元でしか考えられなかったというのがあるんじゃないかと思いますが、今、町長が答弁なさったように、小さな成功例の積み上げだと思いますので、やれるところからやっぱりやっていくということで、ぜひこれから進んでいただきたいと思います。期待しておきますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 川上昇でございます。よろしくお願い致します。

それでは、質問通告書に従って伺います。

早速ですが、まず、町職員の人材育成についてであります。

一般的に、「組織は人なり」と言われておりますが、行政を執行する役場も例外ではなく、人材は組織の宝であります。人材いかんで場合によっては定員まで変わってくるやも知れません。つまり、人材の材は材料の「材」ではなく、財産の「財」であるということをまずみんなが認識する必要があります。

昔からこうだったからとか、我々もこうだったからとかいった、言わば前例を重んじるやり方では、前進あるいは進化は望めません。旧態依然ということになります。さらには、少数精鋭という表現がありますが、これは初めから優秀な人材を集めるのではなく、切磋琢磨して精鋭部隊になるのだと理解しているところであります。

さて、人事考課あるいは人事評価とも言われる勤務成績の評定については、「職員の能力、勤務ぶり、適正を客観的に判定するために、その特性、資格、習慣、態度の相対的価値を組織的に事実に基づき、客観的に見積もる手続」であります。川南町一般職の職員の給与に関する条例第21条（勤勉手当）の条文にも規定があり、地方公務員法第40条（勤務成績の評定）ですが、これに、「任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と規定しておりますが、当川南町においては、どのような評定をされているのか伺います。

次に、人事異動の考え方についてであります。

任命権者にとって各部署の組織強化は、永遠の課題であるでしょう。また、毎年、人の入れかわりもありましようから、定期的な人事異動が不可欠であることは言うに及びませんが、多くの場合、適材適所という体で人を動かすと考えておりますし、また、民間企業では年功序列というのは、もはや過去の話と理解しております、私の場合。

川南町人事異動における自己申告実施要項の第1条（目的）に、「職員の能力と特性の一層の活用を図り、もって町行政の円滑な遂行に資する」とありますが、人事異動に関する基本的考え方について伺います。

続いて、職員教育についてであります。

地方公務員法第39条（研修）第1項に、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のため

に、研修を受ける機会が与えられなければならない」と規定されています。もちろん、この川南町においても、職員それぞれがその人格なり識見を高めるべく、鋭意研修に参加していることと思います。その効果を考えると将来が楽しみでもあります。職員全員に平等に研修させることが第一義と理解いたしますが、期間や研修内容がさまざまであり、個別管理にも気を使われていることと思います。

また、地方公務員法の同じ第39条の3項に、「地方公共団体は、研修の目標、その研修に関する計画の指針となるべき事項ほか研修に関する基本的な方針を定めるものとする」と規定されています。

先ほどの個別管理の要領ともあわせ、この39条3項に規定する研修の目標、計画に関する指針となるべき事項、基本的な方針についてお伺いします。

続きまして、質問事項の2つ目、東九州自動車道川南パーキングエリアの活用計画について伺います。昨年12月の定例会でも先輩議員が質問されておりますが、改めて伺いたいと存じます。

平成24年度開通にかかわる本件は、西日本高速道路株式会社によって設置準備が進められているところですが、平成9年に当時の日本道路公団より当該区間に施工命令が出された時点での計画では、駐車場やトイレのほか、レストランや給油所が計画され、これに見合った広大な土地の取得がなされていたものの、西日本高速道路株式会社として民営化された後の現在の計画では、駐車場とトイレのみの設置となっており、残る未利用地の利活用策が地域の課題となっていたと聞いております。

そして、県と沿線5町で川南パーキングエリア利活用検討協議会を構成し、パーキングエリアのあるべき姿を模索していたところ、地域からも利活用への期待がますます高まって、協議会とは別にワーキンググループを設置し、地域の意見を反映させるべく検討してきたものと認識しております。

私自身も縁あって、そのワーキンググループの協議に複数回出席いたしました。まとめを見ぬまま、鳥インフルエンザの発生により1月の会合が最後となったところであります。

その後、4月19日付にて、町長名で、「平成22年度川南パーキングエリア利活用検討協議会のまとめ」と題した協議資料を手にしりましたが、事後、おおむね半年が経過いたしました。現時点での川南パーキングエリアの計画内容について伺います。

そして最後に、スマートインターチェンジ設置についてお伺いします。

本年8月14日付の宮崎日日新聞に掲載されました「スマートインターチェンジ設置模索」の記事は既に御承知のことと思います。せっかくですから一部御紹介いたしますと、「県内の高速道路沿線自治体で、自動料金収受システム、ETCですが、の搭載車に限って出入りできる、スマートインターチェンジの設置を模索する動きが相次いでいる。住民の利便性だけでなく物流や観光面での効果が期待できるためだ云々」との、序文で始まっております。

どの自治体も、企業誘致、物流活性、観光浮揚を期してのものであり、私ども川南町もあ

る意味、他人事ではありません。

ただ、国や西日本高速道路株式会社の許認可を受けるためには、採算性が課題であるとの記述もあるものの、高速道路沿線自治体として、このスマートインターチェンジについて検討する計画があるのかどうか町長にお伺いします。

以上のおおりでありますが、以降につきましては、質問者席にて対応いたします。よろしく申し上げます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

大きく分けて2つのことを御指摘いただいたとっております。役場職員の人材育成について、もう一つは、川南パーキングエリアについてということでございます。

まず、議員から御指摘あったとおおり、冒頭に「組織は人なり」というお言葉をいただきまして、まさにそのとおおりだと思っております。いろんな意味で人は考えを持っておりませんが、チームとして考える場合において、チーム川南として、やはり同じ人間を集めてするのではないと思っております。違う人間が、同じ方向、同じ価値観を持つために頑張るからチームだと思っておりますので、これからも職員ともども、いろんな意見が出せる、個人の力を上げることは、一見簡単そうではありますが、なかなか人の能力が2倍、3倍に一気になることはないと思っております。

じゃあ、どうするのか。それを結集して、チームとして一体感のある組織として動かしたときに、それは10倍にも20倍にもなるという考えを持っておりまして、川上議員が御指摘いただいたとおおり、まずは人づくり、そしてそれは組織につながるんだという思いのもとに、答弁させていただきたいと思っております。

一番最初の人事評価についてでございますが、当然、2番目と重なりますけど、人事異動があるわけですから、その参考にさせていただくという意味も含めて、川南町としても人事評価システムはつくっております。

ただし、これは通常の自治体であれば、どこでもやる簡易な通常のものであります。これから何が必要なのかと申しますと、当然、議員も民間を経験されておりますので、どうやって、その人たちを適材適所に配置するかという意味も含めて、難しい課題ではあります、その評価する仕組みをつくる。厳しいようですが、人を数値化するという冷たい響きもあるかもしれませんが、やはりそれは当然、すべきことだと思っております。

今後において事業評価も含めまして、まずは実行してチェックして、また繰り返すというプランを立てて実行する、そしてチェックする。それは人事に関しても、当然、同じものだと考えております。

今後、我々が望むことは、やはり全国統一のシステムではなく、川南独自のそういう評価システムをいかにつくれるか、町長、総務課長を含めて、現在、検討しているところでございます。

とりあえず、職員の皆様には、どんなときにも、何があっても必ず自分の意見を述べて

くださいと。そういうことで、常日ごろ、要求・要望しているところをございまして、いろんなときにも今、職員一人一人、一職員一アイデアというモットーに、ちゃんとそういうものが言える組織をつくりたいという思いの中で、すぐ結果は出ないと思いますが、少しずつ進んでいるというふうに考えております。

今後のその人事評価の構成としましては、当然、組織の編成も含めて業務量、人員配置、そういうものを考慮しながら、必ずや川南独自のシステムができ上がると信じて、今後も取り組みたいとい考えております。

2番目の人事異動の考えということですが、今、半分、申しましたように思いますが、これは基本的には、あくまでも適材適所であると思います。

しかし、人は、もともと持っている能力と環境がつくる能力、後から出てくる能力も当然、あろうかと思しますので、いかに、その職員が自分の仕事に対して責任を持って、また興味を持って、みずから動いていただける仕組みを我々が考えられるかどうかにかかっていると思います。

現在、課長職におきましては、当然、自分のエリアのことは熟知するのは当たり前でございますが、うちの宝でありますので、管理職になった時点で、すべての課を把握してください。すぐにはできないと思います。まず、隣の課から、今までやってきた仕事の中から、それは1人で責任をとるということは、ほかのことに、逆に言えば責任をとらないという意味にもとれますので、チームとして、どなたに質問されても役場の幹部に聞けば全部がわかると、そういう形で今後とも進めてまいりたいと考えております。

人材育成についてでございますが、職員教育、研修に関しましては、4つほどあると思いますが、まずは、入った年数によるこれは一般的な研修を指しておりますが、そういう研修、そして、ある程度、係長なり補佐になり課長になった役職をもらったときにおける研修、あとは、一般事務もいらっしゃいますけど専門的な職員もいます。そういう専門知識をつくるための、取得するための研修。で、最後の4点目は、他の自治体、他の団体、もうそれは多少民間も含めてであります。そういう派遣という意味における研修、みずからそういう感覚を磨いていただくと。

大事なことは、これはやはり例えばスポーツで言えば、やらされる練習、やらされた半日の練習よりも、自分でみずから考えた1時間の練習のほうが、質が高いと言われております。1日では変わりませんが、それが半年、1年、数年になるにつれて、みずから自分の研修を選べるような職員が出てきてくれることを我々としては望んでいきたいと考えております。

2番目の川南のパーキングに関してでございます。

先ほどありましたように、川南町、川南パーキングエリア利活用検討協議会、昨年10月1日に設立させていただいております。

そのメンバーは、児湯郡の首長、町長、それと団体の長、商工会であるとか農協であるとか、そういう方々に集まっていただきまして、目的は東児湯5町の全体的な行政である、

商工会である、観光協会である、そういう面を含めたPRする場を、パーキングができるこの機会に、つくってはどうかという思いで設立させていただいております。

で、具体的な活動検討におきましては、その後にワーキンググループというのを設置しまして、10月6日から、先ほど議員の御指摘にもありましたけど、6回ほど、1月末までに検討させていただいております。

内容もほぼ固まるという意味と、もう一つは鳥インフルエンザが発生したということをもちまして、1月末でとりあえず6回で終了という形で、利活用検討協議会におきましては、11月17日が第1回目であったと。

そして、今年になりまして、つい先日、8月4日に第2回目をさせていただきました。細かいこと、また足りない部分は、また、建設課長のほうにも補足をさせますが、現在、できること、当時の計画と多少食い違ってきたことは、当初、7,000台を通るであろうという見通しの中で、いろんな計画をつくらせていただきました。

それは、無料化実験もあったということも含めて、で、東北の震災が起こりまして無料化も終わりました、現在のところは3,000台になっていると、そういうことも踏まえて、現在、今、結論として出しておりますのは、そういう地元の直売所、物産館、そういう建物に関しましては、来年、都農町まで、そして平成25年度に別府まで。

数字がもしかして違うかもしれませんが、そういう構えまでを含めた全線開通した後に、もう一度、検討したいということで、イベント等の支援は当然いたしますが、そういう箱物に関しては、そのときにもう一度、検討するという形で結論をさせてもらっています。

名前に関しては、川南パーキングエリアということで、正式に決定させていただきました。

で、今後は、東5町で取り組みをさせていただきましたが、それぞれの市町村に、もうそれぞれの事情もありますし、高鍋にはインターがあるし、都農にもあると、やはりここは地元である川南町が事務局となって、今後の展開は考えていくということで結論つけさせていただいております。

ということで、新しい活動といたしましては、川南町の地場産業振興会を中心としまして、川南PA協議会、パーキングエリア協議会ということで、今後ともそういう検討はさせていただいております。

最後のスマートインターチェンジの設置についてであります。これは皆さんも御承知かとは思いますが、普通のインターチェンジではない、途中でまた新しいものをつくる。それはなぜかということ、例えば工業団地であるとか、そういう観光地であるとか、必要があればETC車専用者に限って、そういうゲートをつくるという法案が、法案というか、そういうのが整備されましたので、必要ならばできますよということでもあります。

現状は、九州内で3カ所、そういうのが設置されているようであります。福岡県に2カ所、1カ所は方向、どちらからも乗れる、どちらからでもおりれる、そういう場所。もう1カ所は、方向を規定して乗る、方向規定して決めておりる。それは、その地域のいろんな条件がある

かと思えます。

もう1つ、別府におきましては時間が限定であると。そして、降りる方向と乗る方向も指定してあると、そういうことであります。

ただそこで、熊本であと2カ所、今、建設中、協議中とは聞いております。ただ、そこで1つだけ言えるのは、採算性がとれない場合は許可しないと。で、今、申しあげました5カ所に関しまして、1日の通行量が3万台から5万台という、ここの川南に関しては1けた違う数字を持っておりまして、そして、じゃあ、その中でどのぐらい利用するのか。2,000台から5,000台ぐらい、5万台のうちの5,000台がそこを通過するという状況の数字は伺っております。

建設費用、詳しくは私も把握をしておりませんが、1億とかそういう単位で町の負担もあるというふう聞いております。

要するに、西日本道路NEXCOに関しましては、採算性がとれるのであれば認めましょうという形でございますので、結論といたしましては、今の台数、今の現状においては、とてとれそうにありませんので、現在のところ、そういうスマートインターチェンジの設置は検討しておりません。

以上です。

○議員（川上 昇君） 順を追ってお答えいただきましたが、質問にお答えいただきましたけども、人事考課といいますか、勤務成績の評定はされているということでしたが、先ほど私の質問の中で、どのような評定をされているのか伺いますということで申し上げたと思うんですが、その評定の内容を伺いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 申しわけありませんでした、質問にお答えできなくて。内容につきましては、一般的な本当に人事異動を考慮したような評定をやっております。

今後につきまして、それと、これから今やっている詳細につきましては、副町長、もしくは総務課長に補足させます。

○副町長（山村 晴雄君） 今の御質問でございますけども、町長が申しましたように、国が示しておりますような標準的な評定の仕方は、第4次行革のときに、一般、通常、第4次の行革のときに、2名ほどその講師を招きまして、勤務評定のやり方、あり方を含めて、全職員を対象に研修をした経緯がございます。

その中から、試験的に管理職に職員に対しまして半年分ですね、4月から9月いっぱいまでの分を10月に評価をいたしまして、それを実際のところは、内容といたしましては、先ほど町長が申し上げられましたように、人事異動における勤務評価ということで活用をしておりまして、現在は個々に評定は行わず、総体的に個々の職員の勤務状況ということで、総括的に評価をしている程度であります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 余り意味がわからないような答えかなというふうに思います。

勤務評定というのは、先ほど私もちょっと申し上げましたが、地方公務員法の第40条というところにも書いてあるんですけども、川南町一般職の職員の給与に関する条例第21条、御存じのとおり勤勉手当というのがあるんですけども、期末手当と勤勉手当にかかわるやつだと思えます。

つまり、勤務の程度に応じて客観的に職員を評価して、いわゆるボーナスで差をつけましようというような内容ではないかなと、私は理解しているところですが、客観的に評価する。

例えば、成績について、例えば仕事の質、仕事の量なんかがありますね。それから能力考課ということで知識・機能を持っているかどうか、知識のある人、逆にそうじゃない人もいます、皆さん御存じのとおりだと思いますよ。

それから計画力、あるいは判断力、実行力、指導力、それが能力考課。それから、物すごく気になる情意考課というのがあって、やる気があるかないかですね、わかりやすく言えば。目標達成意欲があるかないか、正確性はどうか、迅速性はどうか、協調性はどうか、そういったのが一般的に私は人事考課といいますか、勤務評定、勤務成績、こちらに影響すると思うんですが、そういった内容のはされてないんでしょうか、お願いします。

○副町長（山村 晴雄君） ただいまの川上議員の御質問にお答えいたします。

今言われるような分はやっておりません。ただ、勤勉手当に影響します勤務状況ですね、その分は勤勉手当に反映、勤務状況で反映されていると思えます。

以上です。

○議員（川上 昇君） もちろん川南町のやり方はありますので、細かいところまで私は突っ込もうと思っているつもりはありませんが、一般的に人を育てるところで話をしますと、持っている知識の、あるいは特性というのは、やっぱりいいことは伸ばしていきなきゃいけない、伸ばしてやらなきゃいけない、それが先輩であり、管理職の責任だというふうに思っております。

そうでない部分については、それはやっぱり本人にフィードバックしながら、やっぱりいい方向に向いていくように仕向けてやるというのが管理者、あるいは先輩方の責任であるというふうに思っております。

もちろん、それを本人にフィードバックするというのがポイントだというふうに思うんですが、調べてみましたら、町の勤勉手当にも影響するよというような内容もありますので、地方公務員法にも書いてありますから。特にその川南町の条例については、6月1日と12月1日の年2回あるわけですね。

で、先ほどの話からすると、勤務成績っていいですか、いわゆる我々民間では勤怠といっていましたけども、出勤した日数、例えば年休あたりで休むと、その辺がマイナスになると、そういったことなんでしょうかね。

例えば、年休にしても、遅刻・早退にしても、多分、認めてあると思うんですが、その認めたものを含めて、プラスマイナスでその勤勉手当に乗じているという方法なんでしょうか、

いかがでしょうか、お伺いします。

○副町長（山村 晴雄君） この勤勉手当は、要するに勤務が疾病、あるいはあと処分ですね、分限処分、それらを反映しましての手当の増減、減額ということになっておりまして、通常は一番多いのは病気の療養休暇とか、それから主にそういうものが一番主たるものであります。

中には、時として処分とかございましたら減額処分とか、そういうのが自動的に反映する形になっております。年休の云々は、与えられた年休の範囲内であれば、もう十分、もうそれを超す分は、恐らくは出てこないとは思っております。

以上です。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からといたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（川上 昇君） 休憩前の午前中の皆さん方の答弁を顧みますと、人事考課、この勤務成績につきましては、あくまでもその出勤に応じた、例えば病欠ですとか、そういったのを対象にした評定だというふうに理解するということになろうかと思うんですが、その勤勉手当で年に2回しなきゃいけないというふうに、当然、町の条例でも決まっておりますし、地方公務員法でも定期的に勤務成績やりなさいというふうに決まっていますので、そこは、もちろん御認識いただいているというふうに思います。

例えば、民間では、私が知っている会社では、年に3回やっておりました。夏のボーナス、冬のボーナス、そして年度がわりにそれぞれ勤務評価、評定をやって、成績のいい人は、例えばボーナスを105%出しましょうと、一番いいのが、その次は110%出しましょうと、その次は、普通の人には100%と。で、逆に95%とそれから85%といったことで、実際にそれをやってきておりました。

まじめな人は、そして知識のある人、頑張る人は、やっぱりそれなりの評価をもらったと。で、そうじゃなかった人は、やっぱりそれなりしかもらえないと。

定期昇給にしても、人が3号俸上がるところが、その人は2号俸しか上がらないとかいう。それと、結果を伴うような評価をしておりました。

それが、私としては、当然、当たり前だと思っておりますし、むしろ先ほども言いましたけれども、本人にフィードバックをして、頑張っている人はそれなりにさらに頑張ってもらい、そうじゃなかった人、マイナスの人には、改めてやっぱり気持ちを入れかえてもらうというようなことが必要かと思っております。そして、さらに組織としても力がつくということかなと私は思っております。

先ほど、町長が川南独自の方法、この勤務成績に応じて川南独自の方法を模索したいと、

考えたいというようなお話でしたが、これは大体いつごろまでに検討されるのか、そこをお伺いします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。

明確にいつまでと申しますと、まだ、具体的には答えは持っておりませんが、こういう評価システムをつくるのが目的ではなく、それを導入することによる、導入するためのプロセスそういうのも含めて、公務員というのはやはり法の規制、いろんな規定がありますので、その範囲内でやりたいと思っております。

先ほど御指摘があったとおり、民間においては、当然、よい人にはもっと上げる、悪い人は削るとというのが、我々からしても一般的な常識だとは認識しておりますが、ただ、現状の公務員においては、基本的にはマイナスというのは、よっぽど不祥事を起こさない限りあり得ないと思いますし、幾ら頑張ってもプラスになることもなく減点方式だと私は認識しております。

結論いたしまして、いつまでかという質問には、まだ明確な答えは持っておりませんが、徐々に少しずつやっております。

以上です。

○議員(川上 昇君) わかりました。ぜひ先ほど私も申し上げましたけど、やっぱり頑張っている人材は、さらに伸ばしていきたいというようなことも踏まえて、検討いただければいいかなというふうに思います。

続きまして、次の要旨の2番目になりますか、人事異動の考え方についてお伺いしますが、先ほど町長からのお答えの中で、適材適所、基本的には適材適所というようなお話でございましたけども、冒頭で私、申し上げましたが、適材適所という体で、まあ体のよいといひますかね、体の悪いと言いませんが、そういったのであちこちやっております。果たして適材適所なのか、100%が。

私も、今までずっと経験してきた中で、100%の適材適所というのは、まずあり得ないですね。で、いいところ、7割ぐらいが適材適所だったなといへば、もうこれは最高の人事かなというふうに思うところです。100%はあり得ないですね。

ただ、冒頭でちょっと申し上げましたけども、川南町に、これ、訓令っていうんですかね、川南人事異動における自己申告実施要綱っていうのが、実は制定されているようなんですが、これ、平成19年の2月1日施行で、年度がわりを含めまして、もう5回ほど経過しておりますけども、この要綱そのものももちろん職員の皆さん、多分、知っているとは思いますが、感覚的にその周知されているかどうか、その辺いかがですか、お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 細かいことに関しては、今、私がまだ把握しておりませんので、担当のほうの総務課長に説明させます。

○総務課長(吉田 一二六君) 川上議員の質問にお答えしたいと思います。

自己申告関係ですけども、現在、実施をしております、もう数名の方が申告書を出され

て、それに基づいて人事異動はした経緯がございます。ほかの方も全員知っていると思います。

○議員（川上 昇君） もちろん、全員が全員、これを利用するとは私も思っておりません。個人的な都合で、あの課には行きたくない、わかりやすく言えば、いう考えの方もいらっしゃるはずですから、そういった利用はあるかと思えます。

それから、健康的な理由で、そういったのを希望される方もいらっしゃるかと思うんですが、その要綱の中に、第4条保管というのがありまして、第2項に、総務課長は申告書を保管し、それをもとに異動希望者名簿を作成するものとするとして規定されておりますけども、その現在、名簿には何名の職員が、多分、異動の保留ということになるかと思うんですが、何名の職員かが記載されておりますか、いかがですか、お伺いします。

○総務課長（吉田 一二六君） 平成22年度に関しましては、3名の方が実際、申告書を出されております。それに基づいて異動はさせていただきました。

以上です。

○議員（川上 昇君） その自己申告実施要綱そのものが、それこそ職員の能力と特性の一層の活用を図りと、もって地方行政の円滑な遂行に資することを目的とするということで、そのようになればいいがなと願ってやまないところです。

実はこれ、町長にお伺いしたいんですが、きょう、私の質問の中の冒頭で、「課長はすべての課を把握しなければいけないんだ」というふうにおっしゃいました。まあ、それはまずおいておきますね。

実は、日高町長、先般、有機堆肥センター特別調査委員会の中で、実は我々の同僚議員が、職員の処分は考えていないのかという質問をしたところ、職員をすぐ処分することになれば、今後、その職場の人氣がなくなって希望する人がいなくなると、そこに異動できなくなるということをおっしゃいました。多分、記憶は持っていらっしゃると思うんですが、現在もその考えにお変りはございませんか。

○町長（日高 昭彦君） 今、御質疑のとおり私が言った記憶は十分持っております。押しなべて総括の言い方になるかもしれませんが、今、できているという話じゃなくて、これからやりたいという意味を込めて申し上げさせていただきますが、やはり人間ですから、得意な分野、不得意な分野、もう少し言えば、やりたい仕事、もしかしたらやりたくない仕事があるのは当然だと考えております。

冒頭に言いました、「課長になったときにすべてを把握する」というのは、そういう姿勢でやっていただきたいという思いが十分あります。それはやはり経験が長ければ、かなりの部分が見えますし、なったばかりの課長は、なかなか難しいかとは思いますが。

しかし、管理職というのはやっぱ役場の顔ですから、個人で対応できる能力は、どなたを比べてもそんな変わりないと思います。あとは、組織として動けるかどうかだと思っておりますので、考えによっては、まだこれは個人的なプランではありますが、課長になった者の

中から、ある程度、期間を限定にしてローテーションさせるとか、例えば1週間とか10日とか、銀行でもよくありますけど、失礼な言い方かもしれませんが、そういう不祥事を未然に防止する、チェックするために、いろんな意味でほかの課も見渡せるような職員になってほしいと。

やっぱり間違いは早目に直すと、そして、やりたいことであれば、やっぱりスクラムを組んで取り組むというつもりの発言であります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 町長のほう、話を最後まで聞いて非常に力強い思いがしますが、いずれにしても、実行しなきゃ意味がないことでありまして、一刻も早い実行、町長の思われる実行をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

で、先ほどのちょっと私もしつこい質問をしますけども、具体的に言いますと農林水産課の話だったわけです。

で、そこに異動する人がいなくなる、希望する人がいなくなるという話だったわけですが、私なんか言わせてもらいますと、異動を発令するのに、いや、私はあそこには行きませんというような職員が、もしいたとすれば、それはもうその時点でもう退職してもらおうということが、本来の考えでいいんじゃないかというふうに思います。

だから、そういうことのないように、事前に教育なり、その職員の立場を尊重した教育、あるいは指示命令、日ごろからが大事なことだろうというふうに思うところです、いまさら私が言うこともないんですけどね。

それから、この異動に関しまして、もう一つちょっとお尋ねしたいんですが、例えば民間では、国家試験のある資格、あるいは衛生管理者資格とかあるんですが、この資格を持つとかなないと管理職には登用しませんですとか、例えば管理職でないにしても、係長には登用しませんよというような会社もあります。現にあります。

そういった何かしら1つの具体的な、例えば資格なり何なり、何か試験をしますよと。その試験に合格した人じゃないと登用しませんよとか、そういった人事異動に関する1つの指標というんですかね、基準みたいなものは、町長としては今後、お考えはありますか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 具体的な資格、そういうことに関しまして、考えられるのは2つあると思うんですが、専門的な分野の仕事である場合、これはもう当然、必要なことであると思います、現に、それがどうかの把握がまだ私にはわかりませんが。

あともう一つ、一般的な業務において、課長の業務、係長の業務、それに適しているかどうか、それができるかどうかの資格、そういうものがあれば、多分、明確なものはないかもしれませんが、それは必要かどうかと問われるならば、やっぱり必要であると考えております。

現状といたしましては、後づけになりますが、係長になったら係長の研修はあります。そ

これは全国の市町村会、県内にもありますが、そういうところでかなり緻密なカリキュラムの中でさせていただいているところがございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） わかりました。ひとつぜひよろしくお願いたいなというふうに思います。

それから続きまして、ちょっと時間も気になるんですが、職員の教育ということで、3番目に上げておりますけども、質問の中で、私、2つほどしたんですが、職員全員に平等に研修させることが第一というふうに理解しております。

で、当然、さまざまな役場内で研修するというのは、なかなか大変なことかと思えます。これがされてないからどうこうという話は一切しませんけども、当然、外に出ていった研修を小まめにやっぱり受けさせていくと、職員に、それが主なことになろうかと思うんですけども、そのためには、個人ごとに管理をしておかないと、だれがいつ、どんな研修に何日間行ったというような把握ができません。

で、次は、だれだれには次に、こういった研修をさせようとか。あるいは、あいつは過去にもう5年以内に何回研修にいつていると、だから違う人にさせようとか、そういった管理ができないわけですね。で、そういった個人的な管理をしているかどうか、それが1点と。

冒頭に言いましたけども、研修の目標・計画に関する指針となるべき事項、基本的な方針、これが例えば平成23年分があるかどうか、このところをいま一度、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 私のわかる範囲で答えさせていただきまして、詳細については総務課長に補足させますが、スケジュール管理、個人の何回受けましたか、どこに行きましたかという管理は十分しております、どこに行ったかも、私のほうにも資料は届いております。

そして、もう一つが、今後でしたかね、（「指針」と呼ぶ者あり）ああ指針。役場、川南町独自の指針は、多分、まだ私は把握しておりませんが、公務員としての法律に基づく指針は、町村会、そういうところで明確に指示されていると思います。

補足は総務課長にさせます。

○総務課長（吉田 一二六君） 川上議員の質問にお答えいたします。

職員の研修の実績関係ですけども、この分に関しましては、職員一人一人把握しております。また、職員がいつどこに行ったかというふうなぐあいに記録はっております。

それから、ほかの研修なんですけども、新規採用、それとか係長になったとか、随時、課長になったとか、その都度、研修に行くようにしております。それから能力開発とか、それから向上研修ということで法制執務とか、いろんなところに研修をさせていただいております。

22年度の実績で申しますと、階層別の職員研修で45名、それから能力開発関係で26名ほどの研修に行っております。それ以外に、町の独自研修ということで、平成22年度に関しまし

ては、メンタルヘルスの研修を全員で行っております。それから、21年度はちょっと口蹄疫の関係で余りできなかったものですから、22年度に関しましては人事評価制度の研修等を行っております。

その前の年の19年には、もう男女共同参画社会研修と、いろんな各種の研修を町独自でも行わせていただいているところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 今、冒頭にも申し上げましたが、公務員の研修は、その人格・識見を高め、勤務能率の発揮・増進のために行われるということでもありますので、せっかく研修に行かせたら、それなりの復命書なんかを出させて、その辺のチェックも時々入れるというようなことでやっていただければ、より効果が上がるんじゃないかというふうに思うところです。

そしてまた、それぞれやっぱり目標を持たせて、研修に行かせる前、場合によっちゃ役場のほうで、何の勉強をしてくるんだというような目標をあらかじめ出させて、で、事後にどうだったという研修するというようなことも時々すれば、非常に効果が上がるかなというふうに思うところです。

それから、例えば、川南町の職員自己啓発等休業条例というのがあるんですけども、これは本人がやる気が起きて、もう勉強しますというようなことなんですが、これを適用した職員は今までいらっしゃいますか、お伺いします。

○総務課長（吉田 一二六君） 川上議員の御質問にお答えします。

この場にちょっと資料を持ってはきておりませんが、独自の研修はさせてくれというふうに、各課長を通して研修のうかがいが来るようになっております。その都度、中身を吟味しまして研修には行かせております。また、特別にアカデミー研修とかそちらのほうの特別の研修もございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 本人の希望があれば、余計、その辺を重視していただいて研修に出させていただきたいなというふうに思うところです。

ところで、研修教育というようなところで御質問させていただいているんですが、実は、ちょっと中身が変わってくるんですが、最近の新聞で皆さん御存じかと思うんですが、まず、9月の2日付の宮日新聞、県の職員が切手170万円を横領という事件が宮日新聞に載っておりました。これは、延岡県税の総務事務所に勤務する男性、副主幹、53歳が起こした事件のようでございます。御存じのとおりです。

それからもう一つは9月9日、つい先日ですが、の宮日新聞にありました。五ヶ瀬町の職員が窃盗疑いで逮捕ということで、五ヶ瀬町農林振興課主査、32歳の男性職員ですけどもね、当時、勤務していた町国保病院で、患者がテレビを見るために必要なカード自動販売機の中から現金26万円を盗んだ疑いであると。病院の事務室で保管していた自販機の合いかぎを使

用したとされると。

いずれもこれは、県の職員にしても、五ヶ瀬町の職員にしても業務上のことなんです、もちろん川南町では、こういったことが起きたという話は、もちろんうかがっておりませんが、県内でこういった事件が2個続きまして、しかも新聞に載っています。当然、職員も知っていると思うんですが、この件が発生して本日までに、職員に何か注意喚起促されたでしょうか。町長、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） その件があって、今日まで特別なことは私個人としてはいたしておりません。

○議員（川上 昇君） 日ごろからといいますか、役場の職員は、それぞれ名前はそれぞれあります。で、仕事はほぼ日高昭彦町長命で仕事をしております。つまり、町長になり変わって仕事しているわけです。

百何名の方がいらっしゃいます。その全員を町長が監視して、目の前で仕事させるというわけにはいかないです。すべて町長の代役で、代行で仕事をしているわけですね。

で、つまりは名前を貸しているわけです。100%信用して仕事をしてもらっていると言ってもいいかなと思うんですが、例えば身近で、県内ですから身近といえば身近、こういった事件が起きたら、当然、町職員に対して、やっぱり疑うというか注意をしなければいけない。それが一番先にしなければいかんことだと思います。

具体的に、どこを調べる、あそこを調べるとかそういう話じゃないです。注意喚起、緊張感を持たせる、これが一番だと思います。そこ辺を踏まえて、今後とも教育のほう、ぜひやっていただければいいかなというふうに思うところです。

時間もちょっと気になりましたが、川南パーキングエリアの件、ちょっとお伺いしていましたのでお尋ねします。

先ほどの話の中で、もう既に川南町でパーキングエリア利活用検討協議会、この協議はやってないよという話でした。で、ワーキンググループもやらないということで私も申し上げましたし、町長からもお話がありましたが、現在、私が聞けば、先ほど町長、お答えになったかと思うんですが、川南町地場産業振興会に、そちらのパーキングエリアの業務については引き継いでいるよというふうに私もうかがっていましたし、町長もそうお答えになったと思うんですが、それでよろしかったですかね。

○町長（日高 昭彦君） 現在のところは、地場産業のメンバーを中心に、そういう協議会で、これからのこと、これからというか引き続き、やっぱりできるだけの考えをまとめるなり、いろんな要望をそれなりに考えるなり、民活を利用した形にはなるとは思います、そういうことで継続させていただいております。

○議員（川上 昇君） もちろん、先ほど町長から言われたのは、開通するまで、全線開通するまで、具体的な話は保留よというようなことをおっしゃったようなふうに理解しております。

町としては、その地場産業振興会が恐らくメインになって、このパーキングエリアの活用方法、具体的な方法を検討していくということになっているんですが、町としてはどこまで関与するか、足を踏み込むか、この辺の具体的な何か目安はありましたらお教え願えません。

○町長（日高 昭彦君） 開通するまで見送ると言いましたのは、そういう常設の建物をつくるかつくらないか、どのようにするかということでありまして、短期的な例えばイベント等に関しましては、やはりテントを持ち込んででもやるという考えであります。

今後につきましては、やはり西日本道路公団がある以上、町が窓口としては総合政策課になると思いますが、こういうことがあるので貸してほしいとか、そういう要望はしていくつもりであります。

もう繰り返しますが、イベント、そういう短期的な催し物に関しては、何らかの形でかわっていくと考えております。

○議員（川上 昇君） わかりました。いずれにしても川南、先ほど町長が、この後のスマートインターチェンジの件も含めてなんですが、通過の台数、利用台数が少ないからという話になると、我々は何にも言えないんですけども。

だけど、通過の台数が少なくても、こういうことがあるんだよというような、例えば先ほど私もちょっと言いましたけども、企業誘致あるいは物流活性、観光浮揚、この辺も含めて、スマートインターチェンジも含めて、お金が要するというのは新聞にも書いてありましたけれども、もちろん、何かをしようとするれば、町長の所信表明の中で、ゼロ予算でどうこうという話もありましたけども、事こういうことになると、予算なしで何かができるということはないと思うんですが、費用対効果といいますか、さまざまな状況を踏まえて、さまざまな計画を立てて緻密な計算をして、費用対効果がある意味、望まれるとすれば、長期的な考えで、その辺の投資も場合によっちゃ必要かなと。

これ、川南だけじゃなくて、周辺自治体と協議検討するというのも、また大事なことじゃないかというふうに思っております。それについてはいかがでしょうか、そこをお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおりだと思います。お金がないからできないという異論を持ってすれば、基本的に、じゃあ何もしないのかという結論になるかだと思います。

言葉の意味だけで申しますと、やはり必要なのは投資的経費であると私も確信はしておりますが、そこら辺は皆さんと協議しながら、いろんな形で最大限、小さな投資で大きな効果を得るための努力は、今後とも続けていきたいと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） わかりました。よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、時間のほうも参りました。

最後に、達成した部分はともかくとしまして、今後、取り組むべき案件かな、あるいはち

よっと未達成な部分があるかなと思われるところがあるとしたら、再考、再検討のほうをひとつよろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、口蹄疫復興について質問いたします。

口蹄疫に関する防疫措置を終え、県が県内外に安全性をアピールした終息宣言から、8月27日で丸一年経過しました。その爆心地であった本町では、同月23日に口蹄疫復興対策本部が設置されていますが、復興工程表は策定されているのか、これらに関連し3点伺います。

1点目、韓国、中国、台湾等周辺諸国で口蹄疫が頻発している中、何よりも重要な感染ルートが解明されていないが、再発防止ができるのか。また、畜産復興の美名のもとにおざなりになっている環境対策を伺いたい。

2点目、国の家畜伝染病予防特措法の補償、支援等制度適用外の預託農家を初め、多種多様の事業従事者が、口蹄疫発生で被害をこうむっていますが、その救済、支援策等を伺いたい。

3点目、昨年8月11日に、川南町復興対策基金条例が設置され、基金の約25%が予算化されていますが、残り75%、約1億5,000万について費用対効果を精査し、地域経済の活性化を図るべきと思うが、その運用施策を伺いたい。

次に、自主財源確保について質問します。

一般的に80%ぐらいが妥当とされている経常収支比率が、平成13年度は82.6%であったが、平成21年度は90.1%となり、ここ8年で7.5%上昇し、財政構造の硬直化が進み、社会資本整備事業等実施する余力もなくなってきたおり、老朽化し、有収率72%に低下した、町民の命をつなぐライフラインである水道管の改良工事が、ここ数年実施されていません。

東日本大震災による水道管断裂を教訓とし、早急に改良工事を実施すべきであります。今以上の自主財源確保が必要であります。全庁横断的に組織を編成し、取り組むべき課題ではないのか、町長の所見を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 児玉議員の質問にお答えいたします。

まず、口蹄疫を含めた鳥インフルエンザもございましたが、アジア各地でそういう被害が発生し、被害は相当なものとなっております。今後も、海外からの人や物、そういう物流が盛んになると予想されますので、水際対策等の一層の防疫対策が必要になるかと強く感じております。

本町におきましても、こういう口蹄疫、高病原性インフルエンザを教訓に、畜産農家、県と連携をいたしまして、常設の消毒設備、そういう検討も行ってまいりたいと思います。それと、個人の農家の防疫も消毒も、先ほど申しましたとおり、徹底して指導する、そしてしていただくという考えでございます。

2点目には、そういう感染させない、そしてそれをずっと継続できる防疫体制を確立する

ことが必要であると考えております。自衛防疫推進協議会というのがありますが、ここを中心に、日ごろからそういう家畜伝染病に関する研修を含め、危機意識を高めていきたいと考えております。

環境対策につきましては、家畜排せつ物の適正処理、それに基づいて問題がある、そういう対策がとれてない農家に対しては、個別に指導を行ってまいりたいと思います。

口蹄疫基金で、23年、24年に限りましては、これは口蹄疫再生基金事業、町の基金とはまた別なものです。家畜糞尿処理施設整備の補助事業が実施されますので、あわせてこの事業も活用していきたいと考えております。

環境対策のもう一つ、臭気対策というのがあります。以前からもいろいろ懸案事項ということで取り組ましてもらっておりますが、本9月議会におきましても、提案させていただいておりますが、いろんなそういうものがある中で、今回もまた、今回は菌体を用いたにおいを低減する実験、そういうものを取り組ませてもらいたいと思っております。

2番目の預託農家の救済についてであります。家畜を処分したそのときの補償等の抜本的な問題は、国の見直しが必要であるかと考えております。しかし、現状といたしましては、そういう委託者と受託畜産農家の話し合いによる解決が第一であると考えております。

現在、預託農家のうちのまだ仕事を再開できない方に限って、委託事業として埋却地の草刈り作業等をしていただいております。

基金を用いてのそういう事業であります。昨年度におきましては、プレミアムつき商品券の発行事業を3回、補助額にしまして、いろんな国・県も含めておりますが5,870万円。県の総売上が約3億円となっております。こういう商品券につきましては、カンフル剤的な効果があると考えております。

もう一つについては、住宅リフォーム事業助成金に関しましては約1,000万円、総事業費で6,400万円ということとなっております。基金のうちの残り1,500万と言われました。

昨年に基金を積み上げて2億3,300万から昨年、3,000万ぐらい使っております。現在の残額であります。今年の方も、既にもう5,000万ほど予算の中で使わせていただいておりますし、今後につきましても、今回の9月補正に上げさせていただいておりますが、BL対策事業、あとはまたプレミアム商品券、そういうのも考えておりますし、現在、今までにおきましても、今年度も住宅リフォーム事業、あとは園芸施設導入事業、あとは優良家畜導入事業の約1億3,000万のうち4,200万、そういう形で復興基金の活用をさせていただいております。現在の残額は約1億5,000万でございます。

最後の自主財源についてでございます。いろんな意味で、やはりこういう地方の自治体においては、なかなか自分たちのところで100%賄えずに、いろんな形で国なり県なりから補助をいただいているところでございますが、町税としましては、皆さん御承知かとは思いますが、町民税、固定資産税、そして軽自動車税、たばこ税というのがございます。

いずれにいたしましても重要な部分であります。これをまず収納、回収とそういう意味から滞納整理、そういうのも1つ当然、考えられるべく手段ではありますが、もう一方では、そういう収入を上げるためのいろんな例えば企業誘致でありますとか、産業振興だということを含めまして、現在におきましては、町が所有する資産、そういう公会計システムの構築を目指しております。

今、考えられるのは、現在、川南町におきましては町有地が数多くあります。それは軍があったころの払い下げとか、いろんなことがあってかとは思いますが、そういうのをやはりこれもまた構想の段階ではございますが、私個人としては、若者を定住させるために提供して、そしてそこに住んでいただいて、そして町側からすれば、固定資産税を入れてもらうと、そういう形で、そういうものを含めたいろんな意味でのプロジェクトチーム、午前中にも申しましたけど、スポーツランド構想も考えておりますし、収納率を上げるもう一つとして、今度はそういう機会もつくっていくという考えでおります。

いろんな御指摘がありますので、ぜひいろんな形で参考にさせていただきたいと思っております。

水道管の更新につきましては、具体的には上下水道課長が補足いたしますが、住民にとって大事なライフラインでありますので、そういう必要性があれば、それは予算があるなしではなく、それは取り組むべきことだと考えております。

以上です。（「工程表」と呼ぶ者あり）

口蹄疫の復興工程表につきまして、詳しくは、後ほどまた農林水産課長に補足説明をさせていただきます。

○上下水道課長（新倉 好雄君） 児玉議員の先ほどの御質問にありました、水道管の今後の老朽管の更新計画についてお答えいたします。

川南町水道事業は、御存じのとおり昭和50年の創設以来、約35年を迎えております。この中で、配水管というふうに称されているものが約250キロあります。このうち、ただいまの御質問にありました低耐震性の管、地震に比較的弱いというふうにされている石綿管が約18キロございます。

で、この更新につきましては、毎年度、予算の範囲内ではありますが、更新を続けてきておりますが、残りの18キロ分については、予算ベースで約5億円程度、すべて終わらせるためには、かかるのではないかと予想されております。

24年度からは、第5次の長期総合計画にものせさせていただいておりますけども、低耐震性の管を早急に更新するというので、そこを計画にのせさせていただいております。

よって、来年度からではありますが、24年度分の予算から更新費というふうにして計上させていただきたく、また今後、相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

畜産復興対策会議の工程表のことを御質問いただきましたが、平成22年7月6日に、復興

対策協議会という会を立ち上げまして——ああいや、7月6日に準備会を立ち上げまして、8月6日に設立を行ったということでございます。

その間、1月19日まで、都合7回、会議を開催いたしました。で、御質問の工程表のことでございますが、明確な今後のスケジュールという形は、当初の観察牛の導入、それからを本格的な家畜の導入、こういうのも明確に月日を追って決定してまいりました。

しかし、その後の対策としまして、柱を3点ほど立ち上げまして、これについてのロードマップ等は、この時点では決定されませんでした。

結果的に、観察牛の導入、それから本格的な家畜の導入、その後に三本柱というのが、防疫の徹底を行うこと、それから特定疾病の根絶、特定疾病のないフリーな地域をつくるということと、環境適合マークを設置すると、この3点については、柱を設けたということにとどまりまして、その後、鳥インフルエンザで会が開けなくなりまして、そのまんま、自衛防疫推進協議会の会議、6月22日に本年度行いましたけれども、これが法に引き継ぐような形で、この会の中で御了承いただいたところでございます。

ただ、この会議のきちんとした終わり方というのは、まだ、やられておりませんので、自衛防の中への速やかな移行をきちんとやっていきたいというふうに思います。

また、この自衛防疫推進協議会の中で、それぞれの農家の立ち入り調査を行いまして、先ほどの3本の柱をきちんと毎年1回確認をしまっているということまでが決定している事項でございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 東日本大震災の復旧・復興を停滞させたと、この悪評高い菅内閣でさえ、これは復旧・復興の工程表を震災後5カ月で策定したわけですよ。もう口蹄疫復興の5文字も、この東日本大震災の影響で、これはもうさらに風化していようとしているわけですが、もっとスピード感を持ってつくっていかんないかんじゃないとですか。

○町長（日高 昭彦君） 今、児玉議員の御指摘のとおり、こういう問題は、震災も含めまして口蹄疫も1つの災害であるにとらえるならば、やはりスピード感が一番重要な問題のうちの一つだととらえております。今回において、確かにおくれましたことは、いろんな意味を検討していたんだとは思いますが、もう少しできることはやるべきだと思っております。

現在、これからやることは、畜産、そういう復興でありますので、もう過ぎてしまった時間は戻ってきませんが、これからのことを念頭に、農林水産課長及び関係団体とともに、強く思いを込めて復興に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この口蹄疫復興の工程表、それにかかわる防疫ガイドライン、これにマニュアル等を作成し、それを農家に提示し、家畜の導入を許可すべきではなかったのか。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の質問に再度お答えいたします。

おっしゃるとおりマニュアル化というのは当然、必要なことでございます。それで、マニュアルについての作成は急いでいるところでございますが、おっしゃるとおり、遅いじゃないかという御指摘のとおり、できるだけ早くまた、これを完成させていきたいと考えております。

そのマニュアルに基づいた農家の指導という観点では、現在、国の示しております飼養衛生管理基準、これは国の法律に基づいたものでございますが、これに従いまして各農家を指導しております。当然、これがマニュアルの中身にもなってくるわけでございますが、それに基づいて、現在、農家の指導をしているところでございます。

導入につきましては、会議の中でも相当議論がございました。で、会議の中の議論の中の1つとしましては、市町村レベルで飼える・飼えないという議論はできない。やはり飼うに当たって、最終的に別法の中の家畜排せつ物法、廃棄物処理法、こういう方の適用があるので、飼うことに対して、飼いながらそのことを指導していくということしかできないという議論が、当然ございます。

市町村段階、あるいはこの会議で飼わせないということはできなかったというのが、この会議の議論の中身でございました。要するに、そのような議論をした中で、我々として導入されることに対して、当然、議員御指摘のとおり環境対策面で不備な点があるというところは、事前に協議をしながらやっている。

そういうことから、養豚においては導入が非常に進んでおりません。まだ38%台の導入ということでございますので、これはあくまでも、その農家さんが今、非常に導入に対して、そういう環境問題で悩んでいるということのあかしかというふうには考えておりますが、それに対応する指導を戸別に役場に来ていただいて、相談に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） その行政が、導入するのはせんとかそういうことは言えんというような話じゃったけど、それは、畜産関係団体の圧力に負けた結果、導入を許可したっじゃないですか。

で、そういうの今、ガイドラインとかマニュアルを提示せんごつ許可した結果が、これは畜舎の天井から、これスプリンクラーで消毒液を1時間置きに散布して、この人や家畜にストレスを与えるほど消毒を徹底している農家もあれば、これはもう無料配付された消毒薬や噴霧器を全く使うとらん農家や、消毒はもうせんていいだろうという、農家に温度差が出るとは、それが原因じゃないとですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

決して、畜産関係団体、畜産団体からの圧力というものは一切ございません。それで、我々がやはり今、御指摘のとおり畜産農家に、もう防疫に対する意識がかなりあるということも、我々担当としましても感じております。それをいかにレベルを平準化するかというのは、当然、私たちも責務でございますので、いろんな方法を使って、今、取り組んでおると

ころでございます。

ファクス、それから防災無線、あるいは電話による確認作業、そういうことをやりながら、そしてまた、先の議員さんの御質問にありましたとおり、研修会の実施、これはもう全然、今まではなかったことでございますが、その実施と管理、そういうことを手がけているところでございます、そういう意識の高揚に全力を挙げて取り組んでいると。

その最終的な結論と申しますか、それをやるために全戸調査、これを毎年1回行うということが、自衛防の会議の中でも取りざたされておりますので、衛生面に考慮した上で、全戸調査を毎年1回は必ずやるということにしておるところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 東児湯で今回、発生した口蹄疫に比べて、比べものにならないようなこの甚大な被害がよ、2001年に、もう同じ島国のイギリスでは発生しとるわけですが、もう発生して10年たっています、日本のように、この消毒することが、防疫に対しての消毒を重要視しとらんわけですが、県や町が言うように、農家の消毒の徹底にすることが防疫につながるというようなこと言うちよるけど、その根拠はどこにあるとですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 根拠は、先ほど申しました飼養衛生管理基準でございます。これは家畜伝染病予防法施行規則、第21条に規定されております。それに基づきまして消毒を行うことになっておりますので、そういうことを行っています。

ただ、先ほどから言われるイギリスでの問題等につきましては、600万頭なりの牛・豚を殺処分したというのが、2001年のイギリスでございますが、その後、テレビ報道等でも消毒をしてないという実態があるようでございます。

ただ、我々としましては、消毒自体が口蹄疫だけでないという感覚を非常に持っております。で、家畜導入された農家さんに、牛農家でも、結構、白痢、それからコクシジウム、そういうやはり細菌でございますが、そういうものも出なくなると、そういう実態もございます。

ですから、今までの消毒体制をより強固にやることで、そういう波及効果があらわれるということも実態としてあらわれておりますので、今後ともやはり、自己防衛に努めていただくということも大切でありますし、水際対策も当然大切であると。

特に、8月31日、先月の8月31日に、中国でもまた、口蹄疫が発生いたしました。そういうふうに我々を取り巻く情勢は非常にもう厳しい状況があるということも実態でございますので、今後ともやはり、この飼養衛生管理基準に基づいた消毒は、きちんとやっていこうという考えでございます。

○議員（児玉 助壽君） もうこれ、口蹄疫のことだけ聞いとるとやけんの、ほかの疾病はあんまりこれ、聞いとらんじゃけんの、県や町は今、新聞に載っておるけど、このウイルスは、家畜の導入やえさの搬入時に外部から持ち込まれるリスクが高いから、農場にウイルスを入れないことが防疫の基本と、そういうふうに言うとるわけですけど、これは農場を何ぼ消毒しとっても、農場に入る前に、ウイルスは国内・町内に進入してしもうたら、消毒の

意味がないということは、今回のもう事例で、明確になっています。

ウイルスを成長地である日本に、もう日本国内・県内・町内に進入させないことが、これは国家的防疫の基本ではあるわけですが、国家的に水際対策を重点に置き、ウイルスの侵入を防止すべきではないのか。消毒薬で人や家畜にストレスを与えない畜産の方法、英国は実施しよるわけじゃが、そういうのを手本にすべきじゃないですか。

消費者のニーズは多様化し、ストレスの少ない環境で飼育された家畜に、付加価値を認めるその動物福祉の考え方が欧米で盛んになっておりますが、いずれ国内でも普及すると思われれます。そうした時代の潮流を先取りした畜産復興も、一つの手段ではないかと思うわけですが、町長の所見を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいま御指摘いただきました、動物福祉を考えた上での取り組み、当然、今回の口蹄疫が発生したことによりまして、私も含めてですが、町民の人口の10倍も牛と豚がいたんだということを改めて感じさせていただきました。

ヨーロッパと日本の違いでありますけど、明らかに過密に飼い過ぎているのではないかと、農家同士が近いんじゃないかという指摘は十分受けました。

ただ、農家としても、経営をされている以上、やっぱりお互いで話し合っ、国の指針、そういう国家的な問題に取り組みながら、また、町内ではそういう人と向き合っ、少しずつ解決すべき問題だと思います。

繰り返しになりますが、動物福祉的な考え方は、今後、大事なことだと考えております。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 担当課長のお話じゃ、畜産団体の圧力は受けとらんようなこと言うとったけど、今回の口蹄疫発生をきっかけに悪臭とか水質、土壌、汚染問題が改善されると町民は期待しとったっちゃけど、これは、町が今まで以上に環境に配慮し、操業を再開させるという、もうこれ公言してきたかいじゃけんよ、しかし、その舌の根の乾かん今現在、場所によっては悪臭が以前に増しているところもあるし、これは見事にその期待を裏切っているんですよ、もう圧力に負けたということは実証されとっじゃないですか、課長。

○農林水産課長（押川 義光君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、悪臭関係の苦情が、二、三、出ていることは確かでございます。そこの原因者も最近、ちょっと呼びまして、いろいろ協議をさせていただいているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） この埋却地の今後の管理ですね、新聞によると、東児湯で2カ所ばかり悪臭が、悪臭問題が発生しとると、埋却地で。で、井戸水も今度、見たけど、そりゃ、基準の十何倍とか百何倍とかいう基準の井戸水はあったというような報道はなされてお

るが、これは川南町のことですか。

○町長（日高 昭彦君） 埋却地に関しまして、悪臭なり井戸水の件が、うわさを含めて話が出ているのは事実かとは思いますが、今現在、環境対策課長も、先ほどの議員の方の質問に答えましたとおり、実は、時期的にもなかなか安定せず、ずっと悪いでもなく、よかったり悪かったりも含めて、その因果関係は、当然、わかる範囲で調べて対応するべきだとは思いますが。

細かいことは環境対策課長に補足させますけど、現在、考えられる範囲で、明らかに井戸水に影響が出ている場合、先ほどの件数でいくと何件かあったかと思いますが、そういう方に関しては、上水道の方に切りかえていただくということで対処しております。

現在も引き続き、なお簡単に数値が出る問題ではありませんので、継続して調査をしているところでございます。

残りは補足させます。

○環境対策課長（三角 博志君） 児玉議員の御質問に対しまして補足説明をいたします。

先ほど新聞の情報ということで御案内をいただきました件につきましては、本町の情報ではなく、恐らく高鍋町の記事とかが載った件ではないかというふうに思われます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） それなら川南町じゃないという話やったけど、安愚楽が埋めて、あそこは川南町じゃなかったとですか。で、水が汚れとっても水道水を使うようにしたかい、問題ないような発言をしておられるけど、そういう発想自体が間違えととですよ。

これは、あそこは川南町じゃなかったですか、安愚楽の跡地、埋却地。

○環境対策課長（三角 博志君） 児玉議員の御質問に対して再度お答えをいたします。

先日の新聞の情報といいますのが、どの情報であったかというのを十分確認せずに答えてしまいました。安愚楽の安愚楽畜産の川南農場の分を埋めたことが情報であったとすれば、それは川南町のものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この今の埋却地の問題は、これは英国で2001年に発生した口蹄疫に詳しいこれは学者さんが、英国では環境への影響が20年以上続くと言われ、池や川に浸出した汚泥などが多くの魚類を死亡させた例もあったというのと、宮崎の埋却方法は英国と似ており、同様の問題は生じる可能性があるかと警鐘を鳴らしておるわけですよ。

手前みそではあるけれど、自分らは、魚釣って商売しよっとですけど、こういう情報は全然、提示しないまま、今の高鍋、美々津県道の上に、行政の上に3万頭か、5万頭ぐらい埋めておるはずじゃがね、ずっと。

そういう情報も提供しないまま、これは埋却しとっては、これは漁業者に対しての背信行為ではと思うんですけど、そこ辺はどう考えておりますか。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の今言われた5万頭というのが、恐らく孫谷地

区の養豚の関係かなというふうに思いますが、1カ所に5万頭埋めたという箇所はございません。川南町で最大のところは1万5,700頭、豚でございますが、それを埋めたところが最大でございます。

で、我々が、この埋却に対して一番、当初の段階から懸念してきたことが、やはり地下水汚染という問題でございました。そういうことから、埋却を開始すると同時に地下水の検査を始めたと、そういうことで配慮しながらやったところでございます。

あわせて16万7,000頭を川南町の大地に分散しながら、157箇所に埋却したという実態でございます。

○議員(児玉 助壽君) いいですか。町はそういう状況も提供しないまま、生産性ばかり追及して、これは畜産農家もですわ、水質、土壌、悪臭等、そういうのを全然おざなりにして、これは再開させとるわけじゃ。

こういうことしとったら、これは、もうそういう声も聞こえるとやっけんども、この住民の中から、もう川南町は牛・豚・鶏、1頭、1羽もおらんほうがええというような意見も出てきとるっちゃがよ。

それを畜産の町、畜産の町と言いよるけんども、いつまでもそういうことで通ると思うたら、近い将来、今言うたようなことが出てきますよ。それを望んでおって、そういうその生産性ばかり追及しとってなええけんども、そういうことで望んでいるんですか。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘の点であります、何か人ごとではなかなか答えづらい部分が十分ありますが、やはり産業の1つとして大事な柱として畜産をとらえているのは事実でありますし、今後とも、それは変えずに進みたいというのも事実であります、今、言われるとおり、やはりこれから健康問題と環境問題というのは、これからの未来を考えた場合に、とても重要なキーワードになるのも十分承知しております。

そこは、やはりお互いが歩み寄っているいろんな解決策を模索しながら、今後とも進んでいくべきだと考えております。

○議員(児玉 助壽君) 一方的に被害を受けるほうは歩み寄る余地はないわけですよ。住民の健康で文化的な生活環境を保護する、環境基本の理念にのっとって、やっぱ町も畜産農家も行動してもらいたい。

これは次、福島原発事故の風評被害に対して、被害者は加害者である東電に補償を求めて、これは国は加害者と補償を認めているわけですが、東電が加害者である、補償すべきであると認めておるわけですが、しかし、口蹄疫の風評被害に遭うた人は、これは補償の持って行き場がないとですよ、残念なこつ。それは法制度上そういうふうになつとるわけですよ。

やっぱ、その人たちの今、預託農家を初め、そういう人の法制度上で支援・救済できん人の分を支援・救済するとは、町の役目だと私は思っております、町の責務になりますかね。

で、基金の運用については、目的、時期等、運用次第で効果が半減、それ以下、無に帰す

ることもあることは言うまでもありませんが、現状の運用を見ますと、費用対効果を考えず、場当たりの一時しのぎにばらまいているようにしか見えんちゃけど、今のプレミアム、口蹄疫が発生して3回、去年3回発行しておるんですけど、今度も発行する時間が何のようじゃありますけど、もう麻薬と一緒にになってしまいよるですよ、これは。

昨年の何の、じゃかい、2,000万、2,000万、1,000万円、5,000万、補助が出とるわけじゃが、総事業費3億になっているちゃがよ、何にももう費用対効果が出とらんから、また今度もするちゅう、またプレミアムと言いよる何じゃがよ、麻薬と一緒になとっちゃねえですか。

まあ必要とあれば1カ所に重点的に投入し、中・長期的に口蹄疫で疲弊した地域経済が活性化するように運用するも、ともこれは1つの手段だと思ふっちゃけんど、何ぼ数をばらまいて効果が出らんかったらだめちゅう意味ですが、そこら辺はどう考えておりますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、商品券に関しましては、短期的なカンフル剂的な効果があると思っており、昨年度が3回、で今回も、今回の9月補正で提案させていただいております。

口蹄疫で被害を受けられた方々は、皆さんはもう御承知だと思いますが、農家だけでなく地元の商工業者、そしてそれに携わった人々、運送を初め、いろんな会社の人々にも多く出ているのも承知しております。

それにつきましては、もう一方では、リフォーム事業というのをさせていただいておりますが、それによって、地元の業者がやはり業者のほうも、そういう住宅のリフォーム等の注文がある。そして、それを頼む側である住民も、役場の職員を含めてですが、そういう形で自分の家をまた改造して、これからまた住み続ける町のために、いろんな意味で総合的な判断において、こういう対策を打たしていただいていると思っております。

最後に言われました麻薬のようなもんじゃないかと、これを本当に、いつまでもいつまでも同じような理屈で使っていくと、御指摘のとおりだと思います。

やはり我々も一緒に考えて、どうすれば町がよくなるのか、商店街が、そして産業が、やはり考えながら、自分たちで考えた後に支援をしていきたいと。何もしなくて、くださいという場面は、やはり今後は削るべき、少なくなるべきだと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） これは、10年前の宮崎県総務部市町村課編集の、平成15年版の宮崎の市町村と本町の平成23年度の一般会計骨格予算の概要と比較すると、10年で一般財源が5億7,200万減少し、自主財源比率で1%減少しています。

依存財源が減少し続け、一般会計が大幅に減少する中においてトロンドーム、都市下水道、畑かん事業等の3つの大型事業の建設費、維持管理費、公債費、基金の積み立て等に係る経費で、これは歳出を抑制できないのは現状であります。町民の命をつなぐライフラインである、布設35年以上経過し、老朽化した、肺気腫等、人体に健康管理を与えるとして製造が禁

止されています。その石綿管の更新、改良工事の安心・安全な飲料水の安定的供給は、これは町の優先課題でありますよね。この事業も10年、今の課長が話したごつ、石綿管更新だけの更新で約5億円必要なわけですよ。

この本年度の投資的経費4億4,000万円をもって判断しますと、これは10年以上はかかるとやないどかいと思うわけですが、これは、今の東日本の大震災の何の教訓にしたら、水道管の断裂の、これは悠長なことは言えとらんわけですが、これは今以上に、これ正念入れて自主財源確保して早急に完了してしまわにゃ、大変なことになるんじゃないのかなと思うとですが、そこ辺のとはどう考えていますか。

○町長（日高 昭彦君） 自主財源に関しましての質問でございますが、今、町のほうも、言えば借金も持っておりますし、その返済も行っているところでございますが、ある一方で、その一方で表にはなかなか見えませんが、ちゃんとした基金も、目的に合わせてそれぞれ積んでいるところでございます。

ほかの市町村と比べましても、川南町が特段悪いという数字ではなく、どっちかっていうと、いいほうの数字があります。

ただ、御指摘がありますとおり、だからといってこのままでいいのかと、自主財源を上げるためにはどうすればいいのか、最初にもお答えさせていただきましたけど、川南町におきましては町有地がかなりたくさんあります。

しかし、その正確な管理・把握、すべてのことがまだ途中でございますが、それを今後、税収アップにつなげるための方策として、やはりそれはプロジェクトチームを組むなり、いろんな形で今後とも取り組むべきだと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町長は危機感がないなと思うてるとよね。7.2ポイント、8年で経常収支比率が硬直化しとるとによ。大体これ、80%というけど、経常収支比率が、一般的に妥当じゃという。

この経常収支比率はゼロが最高じゃとですよ、何を誤解しているか知らんけど。ここ10年で町の人口がこれ、1,000人減少して、それに比例して自主財源比率1%減少しているわけですが、その主な原因が、高額所得者向けの1戸建て住宅21戸程度の建設ですよ。

これは公営住宅法で、これは低所得者向け、低所得者に住宅は供給することになつとるはずですが、これをないがしろにし、若い動力の確保を停滞させてきた住宅政策のつけによるものじゃと私は思うわけですが、それにより若い労働力が町外に流出、自主財源が減少しています。

そのことは、今現在、町営住宅入居希望者、すなわち住宅難民が40組以上生み出しています。40組以上を生み出しているわけですが、これで顕著になつとるわけですが、これは出生率は低下し、将来的には、これは町の産業経済にも、経済、税収入もこれは影響を及ぼすわけですが、これは大きな問題ですよ。

でまた、これは民間企業ですわね。また、この民間企業ではあり得ない町の給与体制を維持し、町税収入の10億302万3,000円を上回る、14億409万9,000円の人件費を抛出しようとしとるわけですが、これは財政運営の基本が守られておりますか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 財政運営の基本ということと、あと今後における人口減、税収が下がる、そして若者の定住する場所がないんじゃないかと、いろんな質問をいただきましたが、まさに重要な課題でありますし、一つ一つやっぱり今、できる範囲で向き合いながら考えていくべき問題だと思います。

住宅に関しましても、先ほど言いました町有地の土地のこともありますし、今後、住宅政策の細かいことは、また御指摘があれば補足させますが、財政というのは、今後とも縁の切れない話でありますので、それは向き合って、1つずつできることを解決していきたいと考えております。

財政に関しても、細かい数字はまた補足させます。

○総務課長（吉田 一二六君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど人件費ということがございました。この関係で若干補足させていただきたいと思っております。

22年度の決算でございます。22年度の決算で見ますと、人件費に関しますと13億3,000万ということございまして、うち、そのうちの職員給に関しましては、約8億3,000万ということになっております。

それから、自主財源関係でございますが、自主財源としまして、22年度決算では28億ということで、全体に占める割合は35%ということでございます。

それから、起債の残高等が問題になってくると思っておりますが、約ピーク時は、80億近くの起債の残高がございました。現在では、その残高が約67億というところまできたところでございます。

町の財政力の指数というのも、ちょっと言いますと、0.36ということございまして、先ほどから経常収支比率というのがございまして、この比率に関しましては、22年度が86.6%ということに改善をされているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） これ、自主財源では言いよらんわけですよ。町の税収に対して人件費が多いなっとなっじゃないですかと言いますよ。これは、総務課が出したやつじゃけど、これ、おれが書いたわけじゃないっちゃけど、入りを図って出づるを制す、もう議員に当選したとき、総務課に何かもらったっちゃけど、いかに歳入を確保して、いかに歳入に見合った歳出にし、歳出を抑制していくかということ、それが財政運営の基本であるという、これはおたくがつくったやつじゃけど、去年の自主財源は関係ねえとですよ。去年は多かったじゃろ、口蹄疫のいろいろな交付金が来るとかい。

これは町民の税金より、それをもろうとする職員の人件費のほうが高いじゃないかといっと

る。これもう、これになつたらんじゃねえかと言いよるわけですが。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時44分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○総務課長（吉田 一二六君） 児玉議員の質問にお答えしたいと思います。

児玉議員が持っていらっしゃる数値は、当初予算の数値ということでございまして、その分の町税と人件費の関係でございまして、人件費に関しましては、職員給与がそれだけではございません。

中に、報酬とか、議員さん皆さんの報酬、これもすべて含まれております。その数値が14億ですか、の数値になっています。

それから、町財政に関係に対しましては、基準財政収入額に対しまして、基準財政需要額、このことで、その差額が町はできないということで、その差額が交付税措置ということで、交付税が措置されることで、財政を運営をしているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） そういうなんじゃかい、費用対効果もね毎年、支出が伴うだけで、やっぱ税金を浪費するだけの放牧事業、あつこの税金を浪費の上乗せして、また整備しようというような考えのようだけど、利用度もないと思う。

もう町は事前的事業を実施する、財政的な余力は無いとですよ。ちょっと経営学を学ばんなよ。

もう、役場は何でも1回計画したらよ、そのとおり実施せんにゃ気が済まんこっちゃろうけど、見直しとか変更するとか、廃止するということじゃないけどよ、メンツがあつとるか知らんけど、そんなメンツはうっせてよ。

ちょっと経営学を学んで、都農の町長だんは金儲けする役場にするといいよ。

今、全国の市長選が二十数カ所か、これ、水ビジネスに参入して、自主財源を確保しようと思って、もう必死になつとるわけじゃが、この村上牧場や太陽光発電事業など、エタノールの開発の事業をやらを。

誘致せんでええっちゃがね、国がもうちゃんと空洞化、円高で、そういう懸念しとっちゃかいよ。何ぼでも知恵を使えば、企業誘致せんで企業は立地でくるわけじゃから。

で、畜産のためにちゅうけんど、本当に畜産のことを考えよつとやったら、課長、畜防疫とあつこに飼料作物植えたほうが、何ぼか川南町の畜産のためになるわね。

そんなら利用度もない、何に金継ぎ込みよつたら、そのうち夕張のようになってしまいますわ。そこ辺の考えを聞いて、質問を終わります。時間じゃ。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の非常なる発想力に聞き入っておりましたが、

根本的に今、広大な敷地にトウモロコシを植えて、それを飼料化するという話は確かにございます。ただ、それが村上牧場という話には、ちょっと違うのかなというふうに考えております。

村上牧場は、あくまでも育成牛の足腰を強くするための牧場でございます。歴史的役割が終わったということで、進むならば、それもまた1つの道かもしれませんが、現代的ではまだその域に達していないということでございますので、今回も提案させていただいてはおります。とり、草地改良をして、よりよい牛をつくっていかうというのが現段階での結論でございます。

以上です。

○議長（山下 壽君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言に基づいて質問いたします。4点について質問します。

第1点は、ごみ問題についてです。

ごみを捨てる場所が決められているところをステーション方式といいます。川南町内には412カ所があると聞いています。これをごみ運搬車が収集して回っています。商店街の町場はごみ置き場（ステーション）が多く、ごみ収集日の朝は、商店の前はほとんどごみが並んで出されています。

それに比べて農村部は、ステーションは点在していて遠いのがほとんどです。戸別方式では坂の上のごみ集積場まで自分で持ち込んでいます。

以前は、公民館前にごみ集積所を設けていたが、道路脇なので通りがかりの人が置いて、結局、ごみの山となり撤去した、という事例を聞きました。

1人、2人のモラルに反する人がいると汚くなってトラブルが発生し、嫌気を差してなくしてしまう例が多いのではないのでしょうか。自分たちがしっかり分別しないからしょうがないのでしょうか。

今は自分で軽トラに乗せて坂の上に持参している人があると聞きました。これも自動車を運転できる間はよいが、あるお年寄りのひとり暮らしの方は、弟さんが大分県から帰ってきたときに持って帰ってもらおうと言います。町場と農村部で格差があるのではないのでしょうか。

また、市内に住んでいる子供がごみを持って帰ってきて、夜中にごみを燃やす人もいました。注意をしたくても言えなくて困っていましたが、勇気を出して、「夜中にごみ燃やしをしないでほしい。洗濯物に黒いすすがついて困る。ごみは燃やさず集積場に出してほしい」と話をしたら、「ごみ袋が高い」と反論されたそうです。

ごみ袋は各市町村で違いがあります。これを西都児湯で統一したら安くなると単純に考えます。都農町と川南町では分別の仕方が少し違うと聞きます。西都児湯郡内は同じところに出すのですから、これを統一してもらいたいのです。お伺いします。

第2点は、新たな給付抑制をねらう介護保険についてです。

介護保険実施から11年を経た介護保険制度は、「保険あって介護なし」の言葉に象徴され

るように、高過ぎる保険料・利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって、利用できる介護が制限されるなど、多くの問題があります。

今回の改定は、こうした問題の解決には手をつけず、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者・家族に重大な影響を与えるものです。

今回の改定により、市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができることとなります。

総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと、配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされています。

今回の法改定では、総合事業を実施する市町村は、要支援者について、従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することとなります。

問題は、総合事業が全国一律の基準に基づく介護サービスではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金改定も、すべて市町村任せになるということです。この総合事業を導入するかどうかは、自治体の判断とされています。

町長は、総合事業をいかがされる考えですか。高齢者が安心して暮らせるサービスの提供ができるのか、お尋ねします。

第3点は、堆肥センター施設買い取りに係る諸問題についてです。

本町の誘致企業である株式会社山有が、畜ふん利用が過少であるとの理由で、町との利用組合を相手に訴訟を起こしました。わずか4回の公判の後、裁判所の和解勧告となり、本町は去る7月臨時議会に和解及び関連予算を提案し、可決されました。

企業の敵対的な訴訟事件に対する自治体の毅然たる対応、和解に示された山有施設買い取りの是非が問われました。

私は、10年間にわたる堆肥センター事業と山有側が引き起こした訴訟事件のもとで、現地における畜ふん処理の課題を続けてよいのか、3点について町長の見解を聞きたいと思いません。

第1に、山有の立地目的と川南町の対応についての総括反省です。

平成13年6月、民有地の用地取得を初め立地協定、コンテナ補助事業の導入など、誘致企業の立地条件を整えました。一方、町内の畜産業者に対し、利用組合の組織と利用促進の補助を行いました。

さらに、山有特有のYM菌の評価のもと、鹿児島から大量持ち込みを認めてきました。山有の堆肥センター誘致に対する評価と反省点をお聞きします。

第2に、山有堆肥センターの施設買い取り問題です。

町は、和解協議でも和解勧告の対応でも、山有施設の買い取りを目的、または利点にしてきました。山有も裁判所も、そこに乗じたかのような対応でした。堆肥センターの買い取りがどうして利点なのでしょう。堆肥センターを利用した組合と生産者は既に被告の汚名返

上と早期解決を求めています。

地域住民にとっても、平成13年立地反対の陳情・請願が無力でなかったことを示しました。当初の目的を失い、地域の同意を得てない施設はもとの姿に戻すべきだと思います、いかがですか。

第3に、本町の畜ふんの適正処理の教訓についてです。

畜ふん処理は、本来、排出現場で生産者と系列企業の責任で行われるべきものです。堆肥センター施設以前には、生産者個々の制度事業の導入や町単独の堆肥舎設置が進みました。

口蹄疫の感染防止対策の教訓やセンター方式の失敗を繰り返さないためにも、山有への迎合ともとれる施設再利用をやめ、この地の自然環境の復活を最優先にすべきだと思います。いかがでしょうか。

第4点は、尾鈴土地改良事業の現状と課題についてです。

国営尾鈴土地改良事業、通称尾鈴畑かん事業の第2の水源地である切原ダムをはじめ、幹線水路等国営工事が進められています。一方、既存の旧唐瀬原土地改良区管内の北第1地区の県営事業の推進、尾鈴北第2地区以下の県営事業同意取得と工事が進行、または計画されています。

尾鈴畑かん事業は、川南町の1,340町のほか、高鍋、都農町を合わせ1,580町の畑地にかん水する事業として、平成5年6月事業公告、9年4月に認可されましたが、実に18年を経過しました。

では、関係農家にとって通水がどれほど待望されているのでしょうか。平成5年に始まった国営事業の同意取得は3割にも満たず、川南町は、国・県の指導のもと、「施工の自由、未施工地の賦課金肩がわり」の確約書を交付して、申請に必要な同意を取りつけました。

そこで新しく就任された町長にお聞きいたします。

第1に、川南町長の確約書を信用して同意した事業です。施工は希望する畑地だけでなく、施工しない畑地の賦課金は徴収しないとの当時の町長の約束ですが、かたく守られますか、お聞きします。

第2に、未施工地の賦課金の徴収されない分について、町は肩がわるために補助条例を制定しています。未施工地が相当広い面積に及ぶことも想定されます。どんなに未施工地が広がっても、約束どおり補助条例を生かし続ける、施工強制は行わないと理解してよいでしょうか、お答え願います。

第3に、県営事業の同意取得に際し、川南町長の確約事項である施工同意に変えて設置同意を行うとしています。形だけ給水栓をふやし、開栓により賦課金の対象にする方式です。

県の指導による変更ですが、水利拡大の保障はありません。町費肩がわりに対する国・県の財政支援は欠かせないと思います。公的支援の重要性について町長の見解をお聞きします。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） 内藤議員の4つの御質問に対してお答えいたします。

まず1番目のごみ問題についてであります。現在、ごみステーションが412カ所ということで御指摘のとおりでございます。

特に、農村部におけるものと町場におけるものとの、やはり遠い・近いの条件の格差があるんじゃないかということですが、まさにそのとおりだとは心得ておりますが、5軒以上の方が集まって、また申請していただければ、新しい設置方法、場所の検討は進めていきたいと考えております。

また、それとは別に、高齢者の方であるとか、そういうそこまでも持っていくのが大変である、そういう方に限っては、今後、そういう要望も出てくると思いますので、条件つきにはなると思いますが、改善する方向で考えております。

その条件とは、例えば、ヘルパーの方が持ってくるか、川南町独自のやり方という形で、状況に応じて相談には乗りたいと考えております。

ごみ袋の統一化という問題であります。現在、西都児湯環境整備事務組合というところで取り決め事項を行っております。それは3点に限り、まずはごみの袋の大きさです。そして2番目が、それは透明な袋であること。と3つ目は、文字の色を現在あります4種類、赤、青、黄色、緑色、この点を守った上で、各自市町村でそれぞれがやっているというところがございます。

それを御指摘のとおり統一すれば、コスト面においては、多少なりともわずかではございますが、そういうことは期待できると考えておりますが、その反面、市町村名が判別できないということによるモラルの低下、また、持ち込み量が判断できないと。今、持ち込み量において料金を決めておりますので、そういうデメリットがあるかと考えております。

ただ、そういう必要であるならば、児湯郡内を統一するというのであれば、現在、料金も袋の値段も、多少、市町村によって違いがありますので、そこら辺の価格設定なり、意思の統一はぜひ必要なことになるかと考えております。

2番目の介護予防・日常生活支援総合事業の導入をどうされるか、市町村の裁量において決めてよいということでもあります。

ここで大事なことは、やはりそこに、そういう業務のサービスを受ける高齢者の方、そういう方々にとってのサービスの低下、そういうことがないように、これはまだ、事業の詳細が示されておられませんので、まだ、川南町としての判断は検討中でございます。

今後、高齢者にとってどうなのか、それをまず第一に考え、生きがづくり、住宅、在宅福祉の支援等も含めまして、町としての判断をさせていただきたいと考えております。

山有の件についてでございますが、御承知のとおり、7月の臨時議会で提案させていただ

き、和解ということで、今、次の段階にという形をとっております。

内藤議員が御指摘のように、本当にそれは正しい判断だったのか、そういう戻れない部分もありますが、やはり反省すべき点は十分反省して、これからのことには、生かすべき問題であろうかと考えております。

当時も申しましたかもしれませんが、町としての構想としては、当時、家畜物排泄法、それが11年に施行され、5年後には執行猶予期間後の5年後には、もう義務化されるということでありましたので、それに先だって町としては、いろんな視察を重ね、醗酵試験等もより重ねた上での山有との合意という形で、当時、なったものであると思っております。

ただ、その後の利用組合と山有での間でのいろんな事柄に対する不信感、そういうのが生じたのは事実かと思っております。

今後、こういうことも踏まえまして、じゃあ、どうするのかということでございますが、まずは、その堆肥センター構想をなぜ必要であったのか。また原点に立ち戻りながら、御指摘のとおり地元の皆様にこれから御理解をいただいた上で、次に進むことは一番重要なことであると考えております。

堆肥の処理におきましては、もう現在、まだ半分ではありますが、畜産農家がもう既に稼働されておりますので、そういう堆肥の処理、適正な処理、そして消毒、いろんなことも踏まえて、十分な指導をしていきたいと考えております。

4番目の尾鈴土地改良区の問題でございます。

確約書を守れるかどうかということで、平成7年に選択方式ということで、翌年平成8年、条例も制定させていただいております。これに関しまして、やはり21年には開閉栓方式という、いわゆる使わなければ料金は要らないという方式までできておるわけでございます。

全国的に見ますと、これは本当に非常にすぐれた制度でありまして、何のためにすぐれているかといいますと、農家の人が使う側にとって一番のこれはすばらしい私は方式だと考えております。

土地改良法という法律のもとでいきますと、3分の2以上の同意があれば、使う・使わないに限らず、すべての方からいただくという、そういう料金をいただくという方式になっておりますが、いろんなことで問題を提起させ、投げかけていただきまして、いろんな問題が生じたので、尾鈴としては、やはり使った方からはいただく、使わない方からはいただかないという方向で、それを採用させていただいております。

今後とも、やはり私も1人の農家として、水というのは今後においても非常に大事なことでございますので、それを利用しやすい方法で事業を進めていきたいと。それによる農家の方が負担はふえないと、そういう事業は今後とも約束はしっかり守れるというふうと考えております。

未施工地がふえるんじゃないかと御指摘でございますが、こういう条件のそろったところであります限り、現在も7割以上の方の同意を得ているところでございますし、これからも

大事なことであります。次の代、そしてまたその次の代につなぐためには、やはり水の利用があるというのは、我々、農業をする者にとっては一番の大事なことでと考えておりますので、それは当然、条例にも定めておりますし、町としても将来にわたって助成することに問題はないと考えております。

こういう方式については、尾鈴北第1土地改良区の定款に明記されておりますので、その改正に当たりましては、当然、県の知事の認可が必要であります。ということは、県もこれについては十分承知しているところでございまして、現在の管理体制整備型の国庫補助事業により、川南原、ほかにもいろいろありますが、そういう運営補助を受けているところでございます。

東北の震災の影響で、かなりその展開が厳しくなるという予想もついておりますが、全国と同じような、特に九州内においては一堂に会して、国への陳情、いろんな形での協議も進めていっているところでございます。

よって、これからも我々としては、畑かんについては、積極的に推進してまいりたいという考えであります。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 第1点のごみ問題についてです。

ごみは毎年ふえ続けています。町民生活にとって切り話せない問題です。自分で歩いて持って行ける場所にステーションがあることが必要です。

遠いところでは、早く出せば、野良猫や犬・カラスなどが散らして不衛生になります。農村部のステーションは結構離れているため、苦勞して出していることは御存じですか。歩いてごみを出せることが理想ですが、町民の善意の協力によって、いつもきれいなステーションが保たれています。

ポイ捨てはとても多いようです。草むらや人目につきにくい場所には、ごみがたくさん落ちています。ステーションを多くの人が利用しやすい管理の仕方、改善など考えはあるか、お尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ステーションの管理におきましては、今、御指摘のとおり、いろんな角度できれいに保たれるように、実際は地域の住民の皆様の支援があつてできていることだと思っております。

特に今、環境対策課というのがありますが、あそこで働く職員も、公用車に乗って勤務しながら、ごみも拾ってくれております。職員一同で、そういうやっばごみ問題、環境問題、そういう問題に対しまして、職員みずから取り組んでいこうという姿勢で臨んでいるところでございます。

○議員(内藤 逸子君) ひとり暮らしや障害者、お年寄りなど、弱者への手助けの計画をさっき少し聞きましたが、生活弱者への粗大ごみを集めて捨てる制度がありますが、町民の中では余り知られていません。PRはどのようにされていますか。どのように認識しておら

れますか、伺います。

○環境対策課長（三角 博志君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

生活弱者へのごみの収集ということですが、現在、粗大ごみにつきましては、坂の上集積場のほうに、こちらのほう、役場のほうで回収をして持っていくということにしております。

あくまでも、御自身で運べないと、御家族でも運ぶことができないというような場合に限ってでございます。

で、こうしたことにつきましては、お知らせ等で広報はしているところでございますが、十分な宣伝につきましては、福祉課等とも協力をしながら行っていきたいというふうに思っております。

また、御指摘のように、生活弱者の方々、実は、生活環境課のほうにも、29名の方々につきまして新たに戸別の収集ができないかと、介護を受けていらっしゃる方でございます。こうした方々からの要望というのが上がってきておりますので、現在、前向きにこれを受け入れることができるように、福祉課とも協議をしながら進めているところでございます。検討しているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ごみは分ければ資源、混ぜればごみです。ごみ処理基本計画は策定されますか。ごみを侮ってはならないと思います。ごみ問題の解決の道筋は自治の視点です。環境を守るためには、町民の役割は重要です。ごみ問題は、町民にとって毎日出るものですので、切実な問題です。安心して暮らせる環境づくりをお願いして次に移ります。

第2点は、介護保険について。

総合事業では、市町村任せになり、サービスの質が保たれるのか。介護保険で実施される訪問介護やデイサービスなどは、その質を担保するため、人員や施設、運営などの全国一律の基準がありますが、地域支援事業である総合事業には適用されません。

また、サービスの担い手は、ボランティアなど多様なマンパワーを活用するとされており、専門職以外に任せ、費用を抑えることも可能になるのです。有資格者のヘルパーによる家事援助や入浴介助が、ボランティアの手伝いによってかわることがないと言えますか、町長に伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、まず、先ほども申しましたとおり、そういう方々が、本当にそういう方々に対するサービスの低下、これは絶対やってはならないことだと考えております。

詳細は担当課長に補足させますけど、まだ、そういう総合事業に関しても、今、検討をしているところでございます。

補足が要りますよね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の御質問に関しまして、つけ足しま

して補足して御説明申し上げます。

町長の言われたとおり、現在、この事業につきましては、概略説明がありましたとおりでございまして、詳細な説明はまだ受けてない段階でございます。

概略の中で、議員が言われたような、懸念される点も見られるかとは思いますが、町長も申しましたように、サービスの低下を省くということを最前提にしまして、今後、詳細につきまして検討から説明がありますので、そういうことにつきまして、詳細につきまして検討いたしまして、また本年度、介護保険計画の改正時期になっておりますので、その中でも、また協議を重ねて、検討を重ねて結論を出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） まだ、概略しか説明を受けていないので検討していきたいということですが、これまで予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事づくりをしていた人が、総合事業で有料の配食サービスに変更されることはありませんか。

また、利用料についても自治体が決めることとなります。介護保険なら利用者負担は1割ですが、自治体の判断で、それ以上の負担を課すことも可能となります。重ねてお尋ねします。必要なサービスが受けられないことにはなりませんね、お伺いします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 先ほども申しましたとおり、詳細については、まだ県のほうの指示がございません。今後、検討の中で、先ほど言いましたような、サービスの低下の落ちることなく、いろんな条件ございます。これにつきましては、質の高い、そういう判断する能力のあるケアマネジメントが継続できるかどうかであるとか、同じ委託ということになれば、そういう委託先がそういう質の高いレベルを保てるのかであるとか、町の財源であるとか、いろんな要素が含まれてきます。

また、今後の介護計画も、いろんな条件が加わってきますので、その辺の条件を総合的に考慮いたしまして、また、それにつきましては見識者、また議会のほうからも代表いただきまして、介護保険計画を立案する予定でございますので、その中で結論を求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 利用者の意に反して、それまで利用していた介護サービスを取り上げることはありませんか。

要支援と認定された人を総合事業に移すかどうか、地域包括支援センターがケアマネジメントを行い、判断することになります。この場合、利用者はその判断を拒否できますか。利用者が従来どおり介護保険による訪問介護やデイサービスなどを望んでも、尊重はするが、最終的には市町村が判断するということにはなりませんか、お尋ねします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の質問でございしますが、再度、申し上げますけれども、詳細については、まだ説明ございませんし、現状で川南でそのあたりを急速に変動できるような、今の福祉の包括支援センターを含め、そういう判断をする条件

下にはないと思いますので、先ほどから町長が申し上げたとおり、基本的にサービスの低下のないように、推し進めていくように考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 利用者は、市町村の支給決定に不満がある場合、都道府県に1つしかない介護保険審査会に申し出るしかありません。大多数の高齢者は泣き寝入りするしかないと聞いていますが、町では対策を考えていますか、お尋ねします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 内藤議員の質問に再度、御答弁いたしますけども、質問の中身につきまして、非常に懸念される点だけを述べられますけども、こちらのほうは、常に回答として出しておりますとおり、サービスの低下に怠らないような計画を立てていくということでございますので、そちらのほうで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今後、できる総合事業ですので、詳細にわたって検討をして、いいものをつくっていただきたいということで質問しておきます。

総合事業を行う地域支援事業は、その事業費が介護給付の3%以内と制限されています。町として何ができるのか主体的に考えてほしいのですが、今回の介護保険法改正は、医療、介護の費用を一体的に大幅削減するのがねらいです。利用者や家族に負担を強いる総合事業を導入しないよう求めて、次に移りたいと思います。

第3点、堆肥センター買い取りに係る問題です。

第1に、本町が誘致した山有の堆肥センター事業に対し、どんな評価と反省されるかです。損害金請求という事実に対する訴訟によって、本町のダメージははかりしれません。

誘致企業に対し、本町は不誠実な対応であったのでしょうか。山有の場合において、鶏ふん制限の一方、畜産農家以外の事業所系の有機性廃棄物の取り扱いをねらってきました。施設の実情に沿う協定見直しの話し合いには応じず、裁判に訴えるなど、敵対行為は本来、許せないことです。山有の誘致は、適切でなかったと反省されているのでしょうか、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） 山有の問題でございますが、誘致する際においては、当時の判断としては、何度も何度も協議した結果、それが一番いい方法であったという思いから誘致に至ったと考えております。

ただ、先ほども申しましたけど、7月に和解という形で受け入れさせていただきました。今、考えるに至っては、やはりそれぞれの思いの違いがあったにせよ、その時点で、もう少し手は打てたんじゃないかという思いも持っております。

今後、誘致企業がどういう形で、またそういうチャンスが訪れるかどうかは、まだ未定ではありますが、これからの教訓として、これを生かすべく、いろんな形で検討したいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 山有の敵対行為に対し、町は今後、どう対応すべきでしょうか。訴訟に対し最後までその不当性を明確にできず、和解を選択し、既に7月の臨時議会で議決をしました。

山有の誘致は、結果的に適切ではなかったと、今回の訴訟事件に反省されているなら、山有の既存施設を評価額の2倍以上で買い取る道理があるでしょうか。まさに山有側の免罪ではありませんか。山有施設の撤去、原型復帰こそ、堆肥センター誘致の反省のあかしではないですか。

地域の自然環境を壊し、風評被害を懸念していた地域に対する最小限の対応ではないでしょうか、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） 今、御指摘があることも十分理解させていただいておりますが、いろんなことを考えた上で和解に至り、あの施設を買い取って、これからその買い取った分、それをいかに有効に利用するか、その1点で、今後の取り組みに変えたいと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 町報川南120号では、資産帳簿価格どおりの和解決着だと、川南町と山有が握手している挿絵まで載せています。これは事実を偽るものです。

町議会に示した山有の要求は、評価額プラス50トン差額の2分の1、解体費用4,995万円を加え、計1億3,200万円でした。これに対し川南町は、帳簿価格は5,000万円以下であり、応じられないと反論してきました。それを偽ってまで山有施設を買い取るのが、得策のようというのは許されません。いかがですか、お答えください。

○町長（日高 昭彦君） 内藤議員が御指摘のように、いろんな角度からいろんな方面においての評価が、この和解についてはあるのは十分承知しております。

そういうのを踏まえた上で、じゃあ、我々がどうすべきなのか、何が今後できるのであろうかということで、繰り返しの答弁になりますけども、あの施設をこれから地元と協議しながら、地元の人に同意を得ながら、一番いい方法で活用していくと、そういうことが重要なことだと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 今の答弁には納得できません。

次に進みます。口蹄疫関連補助事業や。

○議長（山下 壽君） 内藤さん、まだ指名がないから、ちょっと待ってください。

○議員（内藤 逸子君） ああ、ごめんなさい。

済みません、興奮しております。今の答弁には本当に納得できません。

口蹄疫関連補助事業や大分県の事例などを示して、新たな予算措置で畜ふんの適正処理や循環型への事業になると強調しています。

平成4年の日量75トンの日向コンポスト事業の行き詰まり、そして今度の山有の撤退によって、畜ふん処理のセンター方式にきっぱりと見切りをつけるときだと思えます。

本町の畜ふん処理は、生産者と系列企業の責任のもと適正処理が進行してきました。堆肥

センターの後始末はやめて、畜産の生産現場の適正処理に力を注ぐことではないでしょうか、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今後につきましては、今、おっしゃられたことも含めまして、まずは地元の方々、最初の目的であった堆肥センターのことの再構築、もう一度、考え直すということを現在、協議しているところでございます。

御指摘のとおり、いろんな諸問題を抱えておりますので、それに関しては、これからを含め、もう一度、原点に戻って対応したいと考えております。

それには、堆肥利用組合のもう一度、再構築が必要でありますので、それがどうしても無理であると判断されるならば、また次の道も考えるべきであると考えております。

○議員（内藤 逸子君） 平成15年山有堆肥センター誘致を境に、町の独自事業は大幅に後退しました。中規模の補助事業の積極的な導入のほか、本町では町単独の堆肥舎設置補助を行ってきました。補助額も事業費の3分の1、100万円まで引き上げました。平成4年以降、13年まで129件にも上ります。

ところが、平成14年、山有誘致を境に、町単独事業を中止、堆肥舎希望者には山有の利用を強要したのです。移動堆肥舎などと強調したコンテナ車は、70台の大半が、堆肥センターの空き地で使用されることなく今日に至ったのです。

こうした経過を教訓にしてセンター方式をやめ、生産現場での畜ふん対策を強く求め、次に進みます。

尾鈴畑かん事業について、3点についてお聞きしましたが、第1に、平成7年9月、川南町長が交付された確約書について守ると答弁がされました。それでは、確約書はどんな内容でしょうか、お聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 質問がわからなかった。質問をもう一度、言ってください。

○議員（内藤 逸子君） 済みません。尾鈴畑かん事業について、第1に、平成7年9月、川南町長が交付された確約書について、先ほど町長は守ると答弁がされました。それでは、確約書はどんな内容でしょうか、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成7年の9月に確約書を結んでおります。その内容というのは、地元負担のこと、町が負担すること、導入するかどうかは受益者の自由選択に任せるということ、不足運営費が、その土地改良区の運営費が不足する場合には、町が補助しますということです。

○議員（内藤 逸子君） 確約書の内容は、本事業は国営着工同意、県営着工同意、県営施工同意の手順で進める。支線水路までの地元負担は町が負担する。給水栓以降の施工は受益者の自由選択とし、強要はしない。未施工地に係る賦課金の不足分は町が補助する、と先ほど町長が言われたとおりです。本当にこれが間違いのないということで伺っておきます。

次に、実際の施工同意はどうでしょうか。

平成13年に行われた尾鈴北第1地区の県営事業の同意率は82%に対し、施工同意は18%で

した。後に筆界調整などで24%になっています。つまり、4分の1しかかん水希望はない。あとの4分の3の土地については、賦課金の町費肩がわりが起きるといことです。

確約書を受け継ぎ、守るといのは、現状では7割以上の未施工分の補助が必要といことです。守られますか、お答え願います。

○町長（日高 昭彦君） 町の補助に関しましては、当然、約束したことでありますので守るべきことでありますし、守っていけると考えております。

補足が必要ならばさせますが。

○議員（内藤 逸子君） 守るとの回答ですので、ぜひ守っていただきたいと思います。

未施工がどんなに広くなっても、未施工に係る土地改良区への補助は行い。施工強制はしないとの答弁として確認したいと思います。

本町の補助条例のうち給水施設は、給水栓（開栓中を含む）とする文言改定がありました。確約書の未施工の規定の変更ではなく、給水栓をあけなければ、賦課義務を負わないとするものです。

確約書の施工同意を給水栓の設置同意に変えていますが、形だけでも給水栓をふやし、かん水を誘導しようといものです。しかし、畑作水利は、そのような小手先で増大するものでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） こういう工事に関しまして、小手先でと御指摘であります、基本的に水が農業に必要であるといことは、十分私としては認識しておりますし、今、全国にあるこういう土地改良の事業にいきますと、基本的にはまだまだ事業が足りないと、私のところにも補助をしてくれとい意見が大半でありまして、そういう方々からすると、なぜ尾鈴では反対運動が起こるんですかと、そういう質問を受けます。

乱暴な言い方かもしれませんが、やはり当時のやり方にいろんな食い違いがあったのやもしれませんが、基本的に、農家が不利益をこうむる仕組みではないことは、全国初の取り組みでありますし、これはほかの地区も認めていることであります。

私としても、農家の方々にとって、有利な、有益な事業であると強く思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 畑作水利は、水田水利と根本的に異なります。水田が受益の同一性に対し、畑作は水需要の違いだけでなく、水の管理、調整が基本条件です。水の管理による高収入につながる施設型の営農なしに畑作水利の政策効果はないといわれます。

本町の当初の水利計画に、90町規模のトマトやメロンの施設計画がありました。3反平均としても240戸の新規参入が必要です。十数年経過して、たとえ一部であっても施設型の計画はいまだに示されません。形だけの給水栓設置にこだわらず、畑作水利の特殊性に照らし、施工の強制ではなく、真に水を必要とする少数者のために、国・県の支援は欠かせないと思います。

町長の答弁を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 水の必要性及び国・県のそういう補助体制のことをお尋ねいただきました。

まず、水がどのくらい必要であるかという、多少の言葉の違いはあるかもしれませんが、ことしは雨不足により、特に水がある畑とない畑の差が明確に出てきました。そのおかげで、そういうことを踏まえて、やはり水の必要性、こういう事業の必要性が、ますます再認識されたと考えております。

それから、国・県に対しましても、ほかの県、ほかの市町村も含めまして、こういう事業が重要であるということは、その都度、要請もしておりますし、国・県も認めていただいているところでございますので、これからも引き続きそういう活動をしていきたいと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 国・県に対して財政支援は欠かせないと言われましたので、精いっぱい努力して、国・県からの補助を取ってきてもらいたいと思います。

これで終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後3時48分散会
